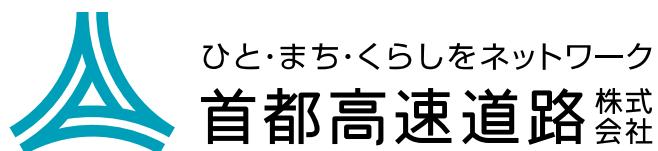


施設維持補修工事共通仕様書

2024年04月



目 次

第1編 施設維持補修工事共通仕様書

第2編 電気設備管理業務共通仕様書

第1編 施設維持補修工事共通仕様書

第1編 施設維持補修工事共通仕様書

第 1 章 総 則

第1節 一般事項	5
第2節 照査	29
第3節 測量および調査	29
第4節 施工管理	29
第5節 安全衛生管理	37
第6節 監督職員が行う検査	44
第7節 電気工作物保安検査	46
第8節 検査員等が行う検査	47

第 2 章 機器及び材料

第1節 一般事項	49
----------	----

第 3 章 電気通信設備維持業務

第1節 一般事項	56
----------	----

第 4 章 各種電気設備補修工事

第1節 一般事項	58
第2節 配管配線補修工事	58
第3節 照明標識等設備補修工事	59
第4節 交通管制設備補修工事	60
第5節 通信設備補修工事	61
第6節 E T C設備補修工事	62

第 5 章 建物等維持業務

第1節 一般事項	63
----------	----

第 6 章 建物等補修工事

第1節 一般事項	64
第2節 材料一般	65

第 7 章 建物等維持業務	68
第 8 章 建物等維持業務	69
第 9 章 緊急応急対策作業	
第 1 節 一般事項	70
第 2 節 緊急応急作業詳細	72
第 3 節 緊急連絡業務	74
第 10 章 積雪凍結対策作業	
第 1 節 一般事項	75
第 2 節 積雪凍結対策作業詳細	76
資料編	78

第1編 施設維持補修工事共通仕様書

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1 適用

施設維持補修工事共通仕様書（以下「維持補修工事共通仕様書」という。）は、首都高速道路株式会社（以下「当社」という。）が発注する維持業務及び補修工事（以下「工事」という。）に係る維持補修工事請負契約書（以下「維持補修契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。

1.1.2 用語の定義

1 契約図書

契約書、設計図書及び施工指示書をいう。

2 設計図書

図面、仕様書、維持補修工事請負現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書をいう。

3 図面

維持補修契約書第1条第2項による施工指示に際して、当社が示した設計図、当社から変更又は追加された設計図、設計図の基となる設計計算書等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

4 仕様書

各工事に規定される特記仕様書と各工事に共通する維持補修工事共通仕様書を総称してい。

5 特記仕様書

維持補修工事共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細、又は工事に固有の技術的要件を定める書類をいう。

6 維持補修工事共通仕様書

各工事の作業順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等、工事を施工する上で必要な技術的要件、業務若しくは工事内容を説明したものの中、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した書類をいう。

7 維持補修工事請負現場説明書

工事の入札等に参加するものに対して、当社が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

8 現場説明に対する質問回答書

維持補修工事請負現場説明書及び現場説明に関する入札参加者等からの質問書に対して、当社が

回答する書面をいう。

9 金額を記載しない設計書

設計書において、数量又は条件若しくはその両方を明示した書類をいう。

10 契約単価表

設計書の項目において、契約単価を明示した書類をいう。

11 施工指示書

工事を施工するため、維持補修契約書第1条第2項の規定に基づき、契約責任者の補助者が交付する書面をいう。

12 維持補修工事書

施工指示書に基づき実施した工事の内容について、その内訳をとりまとめたものをいう。

13 発注者

首都高速道路株式会社をいう。

14 契約責任者の補助者

維持補修契約書第5条第1項の規定に基づき、発注者が定め受注者に通知した者で当該工事を所掌する施設管制所長をいう。

15 監督職員

維持補修契約書第7条第1項の規定に基づき、請負契約の履行を確保するための監督を行う者で、次に定める「総括監督員」及び「現場監督員」を総称していう。

(1) 総括監督員

発注者が定め、受注者に通知した者で、1.1.15.1に規定する権限を有する者とする。

(2) 現場監督員

主任監督員及び担当監督員を総称していう。

(3) 主任監督員

発注者が定め、受注者に通知した者で、1.1.15.2に規定する権限を有する者とする。

(4) 担当監督員

発注者が定め、受注者に通知した者で、1.1.15.3に規定する権限を有する者とする。

16 施行管理員

発注者が定め、受注者に通知した者で、1.1.15.4に規定する権限を有する者とする。

17 検査員等

しゅん功検査、中間検査（以下「しゅん功検査等」という。）、及び評定を実施する者で、次に定める検査責任者及び検査員（以下「検査員等」という。）をいう。

イ 検査責任者は、工事検査室の長をいう。

ロ 検査員は、検査責任者が別に定める社員をいう。

18 指 示

契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上、必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

19 承 諾

契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者若しくは現場代理人が書面により同意することをいう。

20 協 議

書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

21 提 出

監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

22 提 示

監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

23 報 告

受注者が監督職員に対し、工事の状況、又は結果について書面をもって知らせることをいう。

24 通 知

発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

25 連 絡

連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、維持補修契約書第16条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

26 納 品

納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

27 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

28 書 面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したもの有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

29 立 会

契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

30 確 認

契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

31 請 求

発注者又は受注者が、契約内容の履行又は変更に関して、相手方に書面をもって行為又は同意を求める事物をいう。

32 基本要求品質

工事目的物を引渡すのに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。

33 品質計画

設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に記載したものとす。

34 品質管理

品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。

35 施工図等

施工図、原寸図、工作図、製作図、その他これらに類する詳細図等をいう。

36 規格証明書

設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行する資料をいう。

37 整備・保管

受注者が監督職員に確認を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することをいう。

1.1.3 契約図書の解釈

- 1 契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。
- 2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、維持補修工事請負現場説明書、特記仕様書、図面、施設維持補修工事共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。

1.1.4 計量単位

国際単位系（S I）を使用するものとする。なお、設計図書に非S I単位で表示されている場合は、S I単位に読み替えるものとする。

1.1.5 日数の解釈

契約図書において使用する契約期間、指示工期及びその他の日数は、維持補修契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。

1.1.6 遵守すべき法令等

- 1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示す通りである。

- (1)会計法（令和元年 5 月改正 法律第 16 号）
- (2)建設業法（令和 3 年 5 月改正 法律第 48 号）
- (3)下請代金支払遅延等防止法（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）
- (4)労働基準法（令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号）
- (5)労働安全衛生法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (6)作業環境測定法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (7)じん肺法（平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号）
- (8)雇用保険法（令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号）
- (9)労働者災害補償保険法（令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号）
- (10)健康保険法（令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号）
- (11)中小企業退職金共済法（令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号）
- (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号）
- (13)出入国管理及び難民認定法（令和 3 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (14)道路法（令和 3 年 3 月改正 法律第 9 号）
- (15)道路交通法（令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号）
- (16)道路運送法（令和 2 年 6 月改正 法律第 36 号）
- (17)道路運送車両法（令和 4 年 3 月改正 法律第 4 号）
- (18)砂防法（平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号）
- (19)地すべり等防止法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (20)河川法（令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号）
- (21)海岸法（平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）
- (22)港湾法（令和 4 年 3 月改正 法律第 7 号）
- (23)港則法（令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号）
- (24)漁港漁場整備法（平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）
- (25)下水道法（令和 4 年 5 月改正 法律第 44 号）
- (26)航空法（令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号）
- (27)公有水面埋立法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号）
- (28)軌道法（令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号）
- (29)森林法（令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号）
- (30)環境基本法（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (31)火薬類取締法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (32)大気汚染防止法（令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号）
- (33)騒音規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (34)水質汚濁防止法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (35)湖沼水質保全特別措置法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (36)振動規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）

- (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (38) 文化財保護法（令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号）
- (39) 砂利採取法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）
- (40) 電気事業法（令和 4 年 6 月改正 法律第 74 号）
- (41) 消防法（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (42) 測量法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (43) 建築基準法（令和 4 年 5 月改正 法律第 55 号）
- (44) 都市公園法（平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号）
- (46) 土壌汚染対策法（令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号）
- (47) 駐車場法（平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）
- (48) 海上交通安全法（令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号）
- (49) 海上衝突予防法（平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号）
- (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号）
- (51) 船員法（令和 3 年 6 月改正 法律第 75 号）
- (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号）
- (53) 船舶安全法（令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号）
- (54) 自然環境保全法（平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号）
- (55) 自然公園法（令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号）
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
（令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号）
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (58) 河川法施行法 抄（平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）
- (59) 技術士法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (60) 漁業法（令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号）
- (61) 空港法（令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号）
- (62) 計量法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (63) 厚生年金保険法（令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号）
- (64) 航路標識法（令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号）
- (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 46 号）
- (66) 最低賃金法（平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号）
- (67) 職業安定法（令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号）
- (68) 所得税法（令和 4 年 6 月改正 法律第 71 号）
- (69) 水産資源保護法（平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）
- (70) 船員保険法（令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号）
- (71) 著作権法（令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号）

- (72) 電波法（令和4年6月改正 法律第70号）
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(令和4年4月改正 法律第32号)
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）
- (75) 農薬取締法（令和3年6月改正 法律第58号）
- (76) 毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）
- (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月法律第41号）
- (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）
- (79) 警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (80) 個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号）
- (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(令和2年6月改正 法律第42号)
- (82) 車両制限令（令和4年4月改正 政令第198号）
- (83) 道路交通法施行令（令和5年5月改正 政令第54号）
- (84) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
(平成28年5月改正 法律第34号)
- (85) 電気工事士法（令和4年6月改正 法律第74号）
- (86) 電気通信事業法（令和5年6月改正 法律第53号）
- (87) 有線電気通信法（平成27年5月改正 法律第26号）
- (88) 電気用品安全法（令和4年6月改正 法律第74号）
- (89) 気象業務法（令和5年5月改正 法律第37号）
- (90) 高圧ガス保安法（令和4年6月改正 法律第74号）
- (91) ガス事業法（令和4年11月改正 法律第80号）
- (92) 水道法（令和5年5月改正 法律第36号）
- (93) その他の関係法令等

- 2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ぼないようにしなければならない。
- 3 受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 4 設計図書に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の協議により決定しなければならない。

1.1.7 書類の提出

- 1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用マニュアル」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければ

ばならない。情報共有システムにより作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。(1)～(5)については契約責任者に提出するものとする。

- (1) 請負代金額に係る書類
- (2) 請負代金代理受領承諾書
- (3) 遅延利息請求書
- (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類
- (5) その他現場説明の際に指定した書類

1.1.8 受注者相互の協力

1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により維持補修工事を安全かつ速やかに完成しなければならない。

2 受注者は、維持補修契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市町村又はその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1.1.9 官公署等への手続き等

- 1 受注者は、工事期間中、関係官公署その他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公署及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
- 3 受注者は、諸手続きに許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
- 4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、工事施工にあたり、地域住民等との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意を持ってその解決にあたらなければならない。
- 7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
- 8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を隨時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1.1.10 資料作成作業の協力

- 1 受注者は、監督職員の指示に従い、当社が行う官公署への協議に必要な資料の作成作業を協力しなければならない。
- 2 受注者は、監督職員が、工事に必要な施工関係資料、統計資料等の提出を求めた場合には、資料等を作成し、提出しなければならない。
- 3 受注者は、当社が自ら又は当社が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 4 受注者は、当該工事が当社の実施する施工実態調査、公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 5 第1項～第4項に定める資料等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。

1.1.11 一括委任又は一括下請負の禁止

維持補修契約書第4条に規定する「主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事」については、設計図書に基づき、発注者が判断するものとする。

1.1.12 受任者又は下請負人の通知

受注者は、維持補修契約書第6条により発注者が受任者又は下請負人の通知の請求をした場合は、「下請負人（受任者）通知書」を提出しなければならない。

1.1.13 工事の下請負

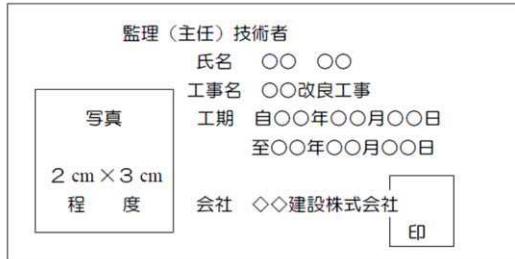
受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整すること。
- (2) 下請負人が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請け契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

1.1.14 施工体制台帳等

- 1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。
- 2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。
 - (1) 建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項
 - (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名
 - (3) 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真

- (4) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期
- 3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って各下請負者の施工の分担関係を表示した「施工体系図」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。
- 4 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び専門技術者（専任している場合に限る）に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1を標準とする。



[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

図-1.1 名札の標準図

- 5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに提出しなければならない。

1.1.15 監督職員の権限及びその行使

1 総括監督員

- (1) 総括監督員は、維持補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。
- (2) 総括監督員は、決定、指示又は協議において、当社の判断を行う者である。
- (3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。
- (4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。
 - イ 維持補修契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整
 - ロ 維持補修契約書第6条の規定に基づき行う受任者又は下請負人の通知の請求
 - ハ 維持補修契約書第8条第1項の規定に基づく通知の受理
 - ニ 維持補修契約書第9条の規定に基づき行われる履行報告の受理
 - ホ 維持補修契約書第13条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づき行う貸与品の取扱い
 - ヘ 維持補修契約書第14条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け
 - ト 維持補修契約書第14条第5項の規定に基づき行う受注者のとるべき措置の期限、方法等の

決定

- チ 維持補修契約書第 16 条第 3 項の規定に基づき行う調査結果の通知
- リ 維持補修契約書第 18 条の規定に基づき行う工事の全部又は一部の施工の一時中止の通知
- ヌ 維持補修契約書第 21 条第 2 項の規定に基づき行う指示工期変更の受発注者協議開始日の通知
- ル 維持補修契約書第 23 条第 2 項の規定に基づき行う契約単価の変更の受発注者協議開始日の通知
- ヲ 維持補修契約書第 24 条第 3 項の規定に基づく契約単価の変更の受発注者協議が整わない場合の契約単価の通知
- ワ 維持補修契約書第 28 条第 1 項の規定に基づき行う不可抗力による損害の報告受領
- カ 維持補修契約書第 28 条第 2 項の規定に基づき行う不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知
- ヨ 維持補修契約書第 39 条第 1 項の規定に基づく破壊検査

2 主任監督員

- (1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。
- (2) 主任監督員は、契約図書の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾又は協議を行うことができる。
- (3) 主任監督員は、契約図書において現場監督員の立会の上施工するものと指定された工事のほか、主任監督員が必要と認める工事についても隨時立会、又は担当監督員に命じて立会わせることができる。
- (4) 主任監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。
 - イ 維持補修契約書第 2 条の規定に基づき行う関連工事の調整
 - ロ 維持補修契約書第 6 条の規定に基づき行う受任者又は下請負人の通知の請求
 - ハ 維持補修契約書第 7 条第 2 項に掲げる権限
 - ニ 維持補修契約書第 7 条第 4 項に掲げる行為
 - ホ 維持補修契約書第 7 条第 5 項に掲げる受領行為
 - ヘ 維持補修契約書第 9 条の規定に基づき行われる履行報告の受理
 - ト 維持補修契約書第 11 条第 2 項に掲げる工事材料の検査等
 - チ 維持補修契約書第 12 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる立会
 - リ 維持補修契約書第 12 条第 4 項に掲げる請求
 - ヌ 維持補修契約書第 12 条第 6 項に掲げる行為
 - ル 維持補修契約書第 13 条第 2 項に掲げる検査
 - ヲ 維持補修契約書第 16 条第 2 項に掲げる調査

ワ 維持補修契約書第25条第1項、第2項、及び第3項に掲げる権限

3 担当監督員

- (1) 総括監督員は、工事の施工について監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。
- (2) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき、契約図書に定める検査及び立会（確認を含む）を行うことができる。
- (3) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき、工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な指示を行うことができる。
- (4) 担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。
 - イ 維持補修契約書第7条第2項第2号に掲げる権限
 - ロ 維持補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等
 - ハ 維持補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会
 - ニ 維持補修契約書第12条第4項に掲げる請求
 - ホ 維持補修契約書第12条第6項に掲げる行為
 - ヘ その他主任監督員が必要と認める事項

4 施行管理員

総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。

5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示又は承諾を行ったときは、受注者は、当該指示又は承諾に従わなければならない。

6 前項の口頭による指示又は承諾は、当該指示又は承諾の日から7日以内に、「工事打合せ簿」により、監督職員と受注者の間において確認されなければならない。

1.1.16 現場代理人及び主任技術者等

- 1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に「経歴書」を添えて提出しなければならない。
- 2 維持補修契約書第8条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。
- 3 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあっては現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。
なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあっては、現場代

理人等の「変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに、特殊な事情により変更しようとする場合にあっても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。

ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。

- (1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合
- (2) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- (3) 契約工期が多年に及ぶ場合

4 受注者は、第1項の現場代理人等を変更した場合は、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。

5 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、建設業法第26条の規定によるほか、軽微な工事を除き、次のいずれかの資格を有する者を選定しなければならない。

5-1 電気工事

(1) 現場代理人

建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。

(2) 主任技術者

建設業法第26条に規定する者で、軽微な工事を除き又は口に掲げる資格を有する者を選定すること。

イ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理に関する検定種目に合格した者

ロ 技術士法第6条及び技術士法施行規則第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門又は電気電子部門に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者

ハ 電気工事士法第6条及び電気工事士法施行令第7条の規定による試験に合格し、かつ、3年以上の実務経験を経た者

ニ 電気事業法第45号及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第6条の規定による試験に合格し、かつ、5年以上の実務経験を経た者

(3) 監理技術者

建設業法第26条第2項に規定する技術者

(4) 専門技術者

建設業法第26条の2に規定する技術者

5-2 建築工事

(1) 現場代理人

建設業法第 19 条の 2 に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。

(2) 主任技術者

イ 建設業法第 27 条及び建設業法施行令第 27 条の 3 の規定による技術検定のうち、建築施工管理（一級・二級）に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、建築施工管理（一級）に関する検定種目に合格した者

ロ 建築士法第 4 条の規定による建築士（一級・二級）の免許を受けた者

(3) 監理技術者

建設業法第 26 条第 2 項に規定する技術者

(4) 専門技術者

建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者

5-3 機械工事

(1) 現場代理人

建設業法第 19 条の 2 に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。

(2) 主任技術者

建設業法第 26 条に規定する者で、軽微な工事を除き又はロに掲げる資格を有する者を選定すること。

イ 建設業法第 27 条及び建設業法施行令第 27 条の 3 の規定による技術検定のうち、管工事施工管理（一級・二級）に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、管工事施工管理（一級）に関する検定種目に合格したもの。

ロ 技術士法第 6 条及び技術士法施行規則第 11 条の規定による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」、「上下水道」又は「衛生工学」としたものに限る。）とし、合格した者。かつ、同法第 32 条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者

(3) 監理技術者

建設業法第 26 条第 2 項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証（管工事又は機械器具設置工事）及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

(4) 専門技術者

建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者

6 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を携帯しなければならず、監督職員から提示を求められたときは、これに従わなければならない。

1.1.17 専任技術者

- 1 受注者は、1.1.16 現場代理人及び主任技術者等の規定のほかに、設計図書に定めのある場合は、専任技術者を定め、当該工種の着手前に、「専任技術者選定通知書」を監督職員に提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるるものとする。
- 2 受注者は、専任技術者を、設計図書に定めのある工事の施工指示履行期間中現場に常駐させ、品質及び出来形管理の向上を図らなければならない。
- 3 専任技術者は、維持補修工事共通仕様書、標準仕様書、改修標準仕様書及び解体共通仕様書の各章で定めているそれぞれの資格を有する者とする。

1.1.18 作業責任者

- 1 受注者は、前条のほかに、設計図書に定めのある場合は、作業責任者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、定められている作業の期間中、現場（補修基地を含む。）に常駐し、作業管理の向上を図らなければならない。

1.1.19 施工指示書

- 1 受注者は、維持補修契約書第5条第2項に基づき、契約責任者補助者が発行する「施工指示書」により、工事を行わなければならない。ただし、緊急を要する理由により監督職員が、受注者に対して口頭による施工指示を行った場合には、受注者は、その施工指示に従うものとする。
- 2 監督職員が口頭による施工指示を行った場合には、現場代理人は、「○月分緊急応急対策確認書」及び「○月分緊急応急対策出動報告確認簿」により、施工した結果を1月ごとにとりまとめて、主任監督員に確認をしなければならない。
- 3 総括監督員が、補修工事契約書第16条及び第17条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の通知を行う場合並びに、補修工事契約書第18条の規定に基づく工事の中止を通知する場合は、通知書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対して口頭による指示を行った場合においては、受注者が主任監督員にその指示内容の確認を求めることができる。
- 4 受注者は「施工指示書」に基づき工事を実施した後に、「維持補修工事書」を提出しなければならない。

1.1.20 履行報告

受注者は、維持補修契約書第9条の規定に基づき契約の履行を監督職員に報告しなければならない。この場合、監督職員より特別の指示がない限り 1.4.2 第1項、1.4.3 及び 1.4.10 をもって履行報告に代えることができるものとする。

1.1.21 作業日及び時間帯

受注者は、維持補修契約書第1条第2項に規定する指示工期内の作業日及び作業時間帯について、設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。ただし、緊急を要する作業は、この限りでない。

1.1.22 補修基地の使用

- 1 受注者は、維持補修契約書第14条第1項に規定する補修基地は設計図書に「貸与する」旨が記載されている場合は無償で使用することができる。ただし、使用途中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の補修基地を専ら工事の施工の目的として使用しなければならない。
- 3 受注者は、補修基地を使用するときは、「基地使用許可申請書」を提出し、承諾を得なければならぬ。ただし、使用途中において、その使用方法の変更又は一部返還を監督職員が指示したときは、受注者は、これに従わなければならない。

1.1.23 受注者が確保すべき用地等

- 1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が使用する用地等については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び専ら受注者が使用する用地等に伴う借地等をいう。
- 2 受注者は、工事の施工に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。
- 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

1.1.24 条件変更等の処理

- 1 受注者は、維持補修契約書第16条第1項に規定する事実を発見し、当社に確認を請求するときは、「工事打合せ簿」にその内容を記載して、提出しなければならない。
- 2 条件変更等による工事の変更等については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（首都高速道路株式会社）」を遵守して行うものとする。

1.1.25 受注者の異議申立書の提出

- 1 受注者又は現場代理人は、発注者又は監督職員からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者又は監督職員に「異議申立書」を提出することができる。
- 2 前項の「異議申立書」の提出があったときは、発注者又は監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者又は現場代理人と協議しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の「異議申立書」を提出したときであっても、1.1.26により総括監督員が工事の中止を通知したときを除き、工事の全部又は一部を中止してはならない。

4 受注者又は現場代理人が、「異議申立書」を第1項に定める期間内に発注者又は監督職員に提出しなかつたときは、通知を承諾したものとみなす。

1.1.26 工事の中止

1 総括監督員は、維持補修契約書第18条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。

- (1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合。
- (2) 維持補修工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合。
- (3) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。
- (4) 天候条件の変化により、作業が不適当な場合。
- (5) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難な場合。
- (6) 受注者が契約図書に違反した場合、又は監督職員の指示に従わない場合。

2 受注者は、工事中止期間において、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その工事の維持保全に努めるとともに、工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。

3 工事の一時中止については「工事一時中止ガイドライン（首都高速道路株式会社）」を遵守して行うものとする。

1.1.27 不可抗力による損害

維持補修契約書第28条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 降雨に起因する場合で次のいずれかに該当する場合
 - イ 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上のとき。
 - ロ 1時間雨量（任意の連続60分における雨量をいう。）が20mm以上のとき。
 - ハ その他設計図書で定める基準
- (2) 強風に起因する場合
最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m／秒以上であった場合。
- (3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合
地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。

1.1.28 損害範囲の認定

維持補修契約書第28条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、維持補修契約書第25条及び第5節に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責めによるとされるものをいう。

1.1.29 工事の完成

- 1 受注者は、施工指示書に係る工事が完成したときは、維持補修契約書第29条第1項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。
- 2 工事の完成日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。
 - (1) 施工指示書により指示された工事が完成していること。
 - (2) 維持補修契約書第15条第1項に基づく改造が完了していること。
 - (3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。
 - (4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、次に掲げる書類等について設計図書に特別に定められている場合又は監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならぬ。
 - イ 施工指示書（写し）
 - ロ 維持補修工事書
 - ハ 維持補修工事完成届
 - ニ 施工計画書及び作業計画書
 - ホ 実施工工程表
 - ヘ 工事打合せ簿
 - ト 材料検査に関する書類
 - チ 貸与品に関する書類
 - リ 図面及び出来形図表
 - ヌ 工事写真
 - ル 材料計算書
 - ヲ 管理カード
 - ワ 工事完了明細報告書
 - カ その他検査に必要な書類、記録等
- 3 維持補修契約書第32条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ維持補修契約書第29条第2項及び第6項に規定するものをいう。
$$\begin{aligned} \text{遅延日数} &= (\text{工事完成届受領日} - \text{指示工期末日}) \\ &+ (\text{修補完了通知書受領日} - \text{不合格の通知日}) \end{aligned}$$
- 4 受注者は、工事が完成したときは管理カードを作成し、電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。
- 5 受注者は、工事が完成したときは自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、又は請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書の作成・提出が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。

6 受注者は 1.8.2 に掲げるしゅん功検査を受検し、合格した場合は「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。

1.1.30 工事のしゅん功

工事のしゅん功日とは施工指示書により指示された全ての工事が完了した日をいい、工事のしゅん功とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。

- (1) 施工指示書により指示されたすべての補修工事が完成していること。
- (2) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。また、しゅん功図書については、「電子納品等運用マニュアル」に基づき完了していること。ただし、設計図書に次に掲げる書類等の提出方法が特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。
 - イ 維持補修契約書（写し）及び維持補修工事請負現場説明書（写し）
 - ロ 契約単価表（写し）
 - ハ 施工指示書（写し）
 - ニ 維持補修工事書
 - ホ 維持補修工事完成届
 - ヘ 施工計画書及び作業計画書
 - ト 実施工程表
 - チ 工事打合せ簿
 - リ 材料検査に関する書類
 - ヌ 貸与品に関する書類
 - ル 出来形図表
 - ヲ 工事写真
 - ワ 材料計算書
 - カ 管理カード
 - ヨ その他検査に必要な書類、記録等

1.1.31 評定

発注者は、工事成績の評定を行うにあたり、受注者に臨場を求めることができる。

1.1.32 部分使用

交通規制のもとで施工された工事目的物の全部又は一部を、交通規制解除により使用するときは、監督職員の出来形検査を省略することができる。ただし、維持補修契約書第 15 条及び第 29 条の規定は適用するものとする。なお、交通の用に供することにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者が損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰する欠陥があった場合は、受注者の負担でこれを修復しなければならない。

1.1.33 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた雇用者等の負傷、疫病、死亡その他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書の写しを、維持補修工事請負契約締結後1か月以内に提出しなければならない。

1.1.34 建築限界の確保

受注者は、足場工、支保工、防護工等を施工するときは、関係法令等に定める建築限界を侵してはならない。ただし、関係管理者の許可を得たときは、この限りではない。

1.1.35 文化財の保護

- 1 受注者は、工事の実施に当たっては、文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、報告するとともに、監督職員の指示に従わなければならない。
- 2 受注者が、工事の実施にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、当社との契約に係る工事に起因するものとみなし、当社が当該埋蔵物の発見者としての権利を有するものとする。

1.1.36 工事内容等の公表

受注者は、工事に関する事項について公表しようとするときは、あらかじめ書面により、工事施工中においては総括監督員の、工事完成後においては当社が定める者の承諾を得なければならない。

1.1.37 守秘義務

- 1 受注者は、維持補修契約書第1条第4項の規定により、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、業務の実施過程で知り得た秘密には、当社から貸与した図面及びその他関係資料を含むものとする。
- 2 受注者は、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密を業務の目的以外に使用してはならない。
- 3 受注者は、特記仕様書に定めるもののほか、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密の漏えい、滅失、改ざん、盗用又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知った時は、速やかに発注者に報告し、受注者の責任において適切な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、保有する個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密が記載又は記録された文書及び電子媒体について、契約の終了後又は解除後速やかに発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

- 6 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、1. 1. 36 第1項の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- 7 守秘義務に係る規定は、契約の終了後又は解除後においても有効とする。

1. 1. 38 しゅん功図書

- 1 受注者は、表1.1の工事内容の各区分に基づきしゅん功図書を作成し、納品しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。

表1.1 工事内容によるしゅん功図書の作成方法

	工事内容	納品内容・形式
一	建築基準法第2条第13号による建築の工事	電子納品等運用マニュアルによる。 (しゅん功図面を作成)
二	仕上、間仕切り、外構等に類する改修工事及び看板及び設備付帯(ピット・設備基礎)等に類するの設置工事並びに除却・撤去等に類する工事	電子納品等運用マニュアルによる。ただし、A3判縮刷版製本集は不要とする。 (管理用図面等をもとにしゅん功図面を作成)
三	クラック補修、欠損部補修及び塗装等の現況の機能回復を目的とした工事	工事写真・管理カード
四	維持業務	工事写真

- 2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を設計図書に定めるとき又は監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければならぬ。

1. 1. 39 コリンズ(CORINS)への登録

受注者は、請負時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、請負・変更・完成・訂正時に工事実績情報として工事実績データをコリンズから監督職員にメール送信し、「登録のための確認のお願い」にて監督職員の確認を受けたうえ、請負時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時には変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、請負・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお変更時と完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1.1.40 建設副産物

- 1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達 平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について、（建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日）、建設汚泥の再利用に関するガイドライン（国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提示しなければならない。
- 3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
- 6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入又は搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査(センサス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。
- 7 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。
- 8 受注者は、発生材のうちP C Bを含む電気機器については、特別管理産業廃棄物として、以下のとおり処理すること。
 - (1) P C Bが飛散、流出及び地下への浸透等がないように適當な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完成後、監督職員に引渡すこと。
 - (2) P C Bを含む機器類の取扱い作業は、必ず補修基地内で行い、補修基地外搬出はしない。

(3) P C B を含む機器の取扱いについては、(1) 及び(2)によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によるものとする。

9 受注者は、「建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律」第 10 条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第 12 条に基づき書面を作成し、1.4.3 で規定する施工計画書に記載のうえ、説明しなければならない。

1.1.41 過積載等の防止

1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の工事材料及び機械などの運搬を伴う工事については、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法及び車両制限令に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に搬送計画を記載しなければならない。

2 受注者は、建設機械、材料等の運搬にあたり、「車両制限令」第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

3 受注者は、土砂、材料等の運搬に当たっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。
- (2) 積載重量制限を超過して工事材料を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載を行っている材料納入業者から、材料を購入しないこと。
- (4) 材料等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- (8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (9) 下請契約の相手方又は材料納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプカー等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(10) 以上のことにつき、下請負契約における受任者を指導すること。

1.1.42 特許権等

- 1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法又は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを維持補修工事するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1.1.43 工事関係者に対する措置請求

- 1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者、専任技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1.1.44 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに報告しなければならない。
- 2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1.1.45 管理カードの作成

受注者は、「施工指示書」毎の工事が完成したときは、必要に応じて当社制定の保全情報管理システム管理カード作成要領に基づき、自らの費用により管理カードを作成し、しゅん功検査日までに主任監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、カードの作成を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

1.1.46 用紙の仕様

受注者は、仕様書に規定された提出書類について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された仕様の用紙を使用しなければならない。

第2節 照査

1.2.1 設計図書等の照査

- 1 受注者は、監督職員が必要と認めた場合は、自らの負担により補修契約書第16条第1項第1号から第5号に係る設計図書等の照査を行い、計算書等照査報告書を提出しなければならない。
- 2 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、各種要領等については、受注者が備えるものとする。

第3節 測量および調査

1.3.1 現場測量

- 1 受注者は、設計図書及び監督職員の指示に従い、工事の施工に先立ち、必要な測量及び測定（既存構造物及び設備を含む）を行い、この結果を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書に定められた調査の他、補修工事対象の既存構造物については、自らの責任と費用により調査を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。
- 3 測量の方法及び精度は、調査・設計共通仕様書によるものとする。

1.3.2 維持補修工事に伴う調査

受注者は、施工計画書の立案、工事の安全対策等に必要なものについては、自らの責任と費用により調査を行い、維持補修契約書第16条の条件変更が生じる場合は、速やかに監督職員に確認の請求を行わなければならない。

第4節 施工管理

1.4.1 一般

- 1 受注者は、工事目的物が契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。

1.4.2 実施工程表

- 1 受注者は、監督職員が指示したときは、維持補修契約書第1条第2項の規定による指示工期に基づき、より詳細な「実施工程表」を作成し、提出しなければならない。
- 2 受注者は、「実施工程表」に変更が生じたときには、前項の規定に基づき「変更実施工程表」を作成し、提出しなければならない。

1.4.3 施工計画書

1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出し、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する「施工計画書」を作成するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 実施工程表（事前に 1.4.2 により、監督職員の承諾を得ること。）
- (3) 現場組織表
- (4) 主要機械
- (5) 主要材料
- (6) 施工方法（主要機械、仮設備計画、保安設備、工事用地等を含む）
- (7) 施工管理計画（品質管理、出来形管理、写真管理）
- (8) 安全管理
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用促進と 建設副産物の適正処理方法
- (14) その他（例：ETC 業務用カードの管理等）

2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について変更施工計画書の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書を差し込んだことがわかるよう整理すること。

3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書又は変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。

1.4.4 品質管理計画書

1 受注者は、当社で採用された実績のない材料、製品及び工法（以下、「新材料等」という。）を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した品質管理計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、応力部材として使用しないものについては、監督職員の承諾のうえ省略することができる。

- (1) 適用の範囲
- (2) 施工概要
- (3) 要求性能

- (4) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）
 - (5) 試験施工計画
 - (6) 施工管理計画（社内検査体制含む）
 - (7) 品質管理計画（品質管理体制含む）
 - (8) その他必要と認められる事項
- 2 受注者は、品質管理計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該新材料等使用前に、「変更品質管理計画書」を提出しなければならない。
- 3 受注者は、新材料等を使用する場合は、次の各号に基づき施工管理を行わなければならない。
- (1) 材料受け入れ時は、6.2.3 第5項にて監督職員の承諾を得た性能、品質と現場に搬入された材料との整合を確認すること。
 - (2) 試験施工を実施し、設計時において前提とした要求性能を確認すること。
 - (3) 施工中は、品質管理計画書に記載した施工管理計画及び品質管理計画に基づき、必要な検査を実施すること。
 - (4) 施工完了後、設計時において前提とした要求性能が満足されていることを確認すること。
 - (5) その他必要と認められる事項。

1.4.5 施工法の承諾

- 1 受注者は、「施工指示書」において施工法に関し監督職員の承諾を得ることと指定された事項について、「施工法承諾申請書」を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、建設現場の生産性向上を目的として、監督職員と協議の上、ICT等を活用することができる。この場合、活用の内容について、「施工計画書」もしくは「作業計画書」に記載しなければならない。

1.4.6 施工図等の承諾（建築工事）

受注者は、設計図書において施工図等に関し監督職員の承諾を得ることと指定された事項（設計図書では施工や製作に不十分な場合や構造・意匠において施工図の作成が必要な場合等）については、施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

1.4.7 作業計画書

- 1 受注者は、設計図書に定められているとき、又は監督職員からの指示があった場合には、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。
 - (1) 現場組織表（当該作業に関する施工体制）
 - (2) 当該工種の施工工程
 - (3) 当該工種の施工方法（施工順序及び施工範囲含む）
 - (4) 使用材料
 - (5) 使用機械
 - (6) 施工管理計画（品質管理、出来形管理、写真管理・社内検査体制）

(7) その他各節に特に定める事項等

- 2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について「変更作業計画書」を提出しなければならない。
- 3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。
- 4 受注者は、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合には、作業計画書に記載すべき内容を施工計画書もしくは変更施工計画書に記載することで作業計画書の提出を省略することができる。
- 5 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差込むこと。

1.4.8 施工

- 1 受注者は、施工指示書及び施工計画書並びに作業計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならぬ。
- 2 受注者は、工事の施工部分が設計図書に不適合であることを発見した場合は、直ちに「工事打合せ簿」にその内容を報告し、指示を受けなければならない。
- 3 受注者は、高速道路上にあっては「道路工事等協議書」に従い工事等を施工し、高速道路外の道路にあっては、工事等の施工に先立ち、「道路使用許可申請書」により所轄警察署の許可を受け、かつ、その許可条件を遵守して工事を施工しなければならない。
- 4 受注者は、高速道路上において、工事を施工するときは「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外にあっては、「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の指示に従うこと。
- 5 受注者は、構造体、仕上げ材、付帯金物及び作業員の携行品の落下等によりお客様、通行車両及び近隣住民等に危害を及ぼすことのないように仮設、養生に充分配慮しなければならない。
- 6 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

1.4.9 ETC 業務用カードの貸与

- 1 受注者は、工事のため首都高速道路上（営業路線）へ入る場合は、原則として ETC 業務用カードによらなければならない。
- 2 受注者は、首都高速道路（営業路線）へ入るために必要な ETC 業務用カードは、交付申請に基づき、必要枚数を請求することができる。
- 3 受注者は、ETC 車載器を自らの費用により設置しなければならない。
- 4 受注者は、貸付を受けた ETC 業務用カード1枚毎に、毎月末に「使用報告書」を作成し、提出しなければならない。なお、使用報告書の内容について、監督職員より確認を求める場合がある。
- 5 受注者は、ETC 業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について施工計画書に記載しなければならない。

- 6 受注者は、受注者の責による ETC 業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。
- 7 受注者は、ETC 車載器の搭載が困難な場合（短期リース車両等）や特別な事情のある場合は、貸与した ETC 業務用カードを使って ICCR 方式により首都高速道路（営業路線）に入ること。

1. 4. 10 出来形の管理

- 1 受注者は、設計図書に出来形規格値の定めがあるときは、規格値に則った出来形の管理を行わなければならない。
なお、設計図書に定めがない場合は、監督職員の指示により出来形の管理をしなければならない。
- 2 受注者は、補修工事の完成後、「出来形図表」を提出しなければならない。

1. 4. 11 現場社内検査

- 1 受注者は、「施工計画書」に基づき、工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。
- 2 受注者は、監督職員の請求に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに提示しなければならない。
- 3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、「施工計画書」に記載しなければならない。なお、現場社内検査責任者は、主任技術者又は監理技術者及び元請負者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。
- 4 受注者は、工事の施工について、現場監督員の立会を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。

1. 4. 12 工事週報等

- 1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。
- 2 前項において、準備工、工場製作工等の期間は、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。この場合、省略する期間を打合せ簿により主任監督員に報告すること。ただし、主任監督員からの提出の指示があった場合にはこの限りではない。
- 3 受注者は、第1項において、監督職員が認めた工事については「工事週報・立会検査願」を省略することができる。
- 4 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。

1.4.13 工事用仮設構造物等

受注者は、設計図書に特別な定めのある場合を除き、仮設施工方法等その他工事目的物を完成するためには必要な一切の手段については、自らの責任と費用により所要の事項を定め、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき、安全を確認の上、工事を施工しなければならない。

1.4.14 環境保全

- 1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 4 月 16 日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9 の規定に従い対応しなければならない。
- 3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。
- 4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。
- 5 受注者は、水中に工事材料等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
- 6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領第 1 編（平成 14 年 4 月付建設省経機発第 225 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 28 年 8 月改正付国総環リ第 6 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表 2.1.1 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和 3 年 2 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平

成 14 年 4 月付国総施第 225 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 28 年 8 月付国総環リ第 6 号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。

(1) 東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

(平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号)

(2) 神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例

(平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号)

(3) 埼玉県：埼玉県生活環境保全条例 (平成 13 年 7 月 17 日条例第 57 号)

(4) 千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例
(平成 14 年 3 月 26 日条例第 2 号)

9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

10 受注者は、機材（機器及び材料）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

(1) グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。

(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

1.4.15 作業用機械の選定等

- 1 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、1.4.13 に示される機械を選定、使用等しなければならない。
- 2 受注者は、作業用機械の操作、組立又は解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。

1.4.16 支障物件の処理

- 1 受注者は、工事の施工に支障を及ぼす既存の物件（以下「支障物件」という。）について、関係者及び監督職員の承諾を得た上で必要に応じこれらの調査を行うとともに、その状況を確認の上「支障物件報告書」を提出しなければならない。
- 2 受注者は、前項の支障物件報告書を提出したときは、支障物件の処理について監督職員の指示を受けなければならぬ。
- 3 受注者が自らの都合により既存の物件を移転する必要が生じたときは、報告しなければならない。これに必要な費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は発注者が管理する既設構造物の工事等を行うことにより不要となる部材については次の各号によらなければならない。
 - (1) 将来的に第三者被害の恐れや点検、補修等の維持管理の支障となる恐れがある場合は監督職員に報告し、処置について監督職員の指示を受けること。
 - (2) 撤去する場合の撤去範囲等については監督職員の指示を受けること。
 - (3) 残置せざるを得ない場合には、落下防止対策等の安全対策について監督職員の指示を受けること。

1.4.17 支給材料及び貸与品

支給材料及び貸与品については、維持補修契約書第 13 条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、支給材料及び貸与品を維持補修契約書第 13 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 受注者は、維持補修契約書第 13 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、引き渡しの日から 7 日以内に「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。
- (3) 維持補修契約書第 13 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
- (4) 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならぬ。
- (5) 受注者は、しゅん功時（しゅん功前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に、「支給材料・貸与材料返還通知書」を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

- (6) 受注者は、維持補修契約書第13条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、「支給材料・貸与品返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。
- (7) 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならぬ。
- (8) 受注者は、貸与鋼材の使用に当つて溶接又は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願又は貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならぬ。
- (9) 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
- (10) 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。
- (11) 受注者は、支給材料又は貸与品について、当社から支給又は貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならぬ。
- (12) 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用にあたつては、当社制定の機械器具貸与共通仕様書の規定によらなければならぬ。

1.4.18 工事現場発生品

- 1 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならぬ。
- 2 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならぬ。

第5節 安全衛生管理

1.5.1 一般

- 1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）や騒音障害防止のためのガイドライン（労働省 平成4年10月）を遵守するとともに、当社制定の土木工事安全衛生管理指針（以下「土木工事安全衛生管理指針」という。）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日改正）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
- 4 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出す

ることができる。

1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者

- 1 受注者は、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。
- 2 受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、1.1.16 の「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、前項の「現場代理人等選定通知書」により提出しなければならない。
- 4 前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 の第 11 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。
- 5 受注者は、第 1 項及び第 3 項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。
- 6 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 3 項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。

(1) 総括安全衛生監理者

受注者から店舗において請負工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者

(2) 統括安全衛生責任者

労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)

(3) 元方安全衛生管理者

労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者

(4) 元方安全衛生管理代理者

労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者

- 7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 毎月 1 回以上工事現場内外を巡回して工事現場の状況を把握し、「施工計画書」のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。

- (6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。
- (7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。
- (8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。
- 8 統括安全衛生責任者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。
- (1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処置すること。
- (2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を工事現場周辺から退去させて、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。
- 9 元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に専属のものとし、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置しなければならない。また、労働安全衛生法第29条に基づき実施した指導、指示の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。
- 10 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、この場合、代理を務める期間にあっては現場又は補修基地に専属の者でなければならない。
- 11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。
- 12 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならぬ。

1.5.3 落下対策

受注者は、工事で設置する構造物及び工作物について、その構造体、仕上げ材及び部品等が振動、老朽化等により落下する恐れのないように施工しなければならない。

1.5.4 災害及び事故報告

- 1 受注者は、工事の施工中若しくは工事の中止中に災害又は事故が発生したときは、直ちに応急処置をとり、監督職員に通報し指示を受けなければならない。また、受注者は、速やかに「災害・事故報告書」を作成し、次の各号により提出しなければならない。
- (1) 維持補修契約書第28条第1項に規定する損害が生じたときは、総括監督員に提出するものとする。
- (2) 前号以外の災害及び事故については、総括監督員又は主任監督員に提出するものとする。
- 2 受注者は、監督職員及び関係機関との連絡が支障無く行われるよう補修基地に連絡要員を置かな

ければならない。

1.5.5 工事現場

- 1 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかなければならない。
- 2 受注者は、建築基準法その他関係法令等の定めるところに従って、工事現場に表示施設等を設置しなければならない。
- 3 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工事区間、工事期間、施工業者名、当社名、工事許可条件等を記載した工事標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。また、夜間作業を行うときは、その旨を標示板に記載しなければならない。なお、工事標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。
- 4 受注者は、高速道路上において工事を施工するときは、「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外の道路にあっては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の指示に従うこと。
- 5 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 6 受注者は、工事現場において交通誘導警備業務を行う必要のある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を1名以上配置することにより、事故の発生を警戒及び防止しなければならない。ただし、街路上で交通誘導警備業務を行う必要がある場合においては、各都県の公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める路線の必要と認める区間に限る。

1.5.6 爆発及び火災の防止

- 1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかなければならない。
- 2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち「使用計画書」を提出しなければならない。
- 3 受注者は、危険物および指定可燃物（以下「危険物等」という）を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、施工に先立ち「作業計画書」を提出しなければならない。また、保管場所毎に危険物等チェックシートを作成し、入荷毎に監督職員に報告しなければならない。
- 4 受注者は、喫煙の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 5 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなけ

ればならない。

- 7 受注者は、工事のために火気を使用する必要があるときは、あらかじめ所轄の消防署及び施設の管理者に火気の使用に関して必要な手続を行うとともに、その使用を工事に直接必要な限度にとどめ、消火器等を常備し、防火に留意しなければならない。

1.5.7 地下埋設物

- 1 受注者は、工事の施工に先立ち、当社から貸与された埋設物の資料等を参考にして、「施工指示書」に定められた工事現場及びその周辺地域における埋設物の位置、規格、構造、老朽の程度等を埋設物の管理者の立会の下に、試掘等によって確認しなければならない。
- 2 受注者は、埋設物に接近して工事を施工するときは、あらかじめその埋設物の管理者と工事の施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物の管理者の立会の有無、緊急時の連絡方法等を協議の上、報告しなければならない。
- 3 受注者は、工事中埋設物を露出させるときは、当該埋設物を防護し、工事中の損傷を防止するために万全の措置を講じるとともに、常に巡回点検を行い、異状を認めたとき又は埋戻し後に異状を生じるおそれがあるときは、直ちに監督職員及びその埋設物の管理者に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 受注者は、工事の施工に支障となる埋設物の移設又は撤去を行うときは、埋設物の管理者と協議し、万全の措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに報告するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。

1.5.8 架空線等上空施設

- 1 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、材料等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行わなければならない。また、監督職員に調査結果の提示を求められた際は、これに従わなければならない。
- 2 受注者は、工事現場において高所作業車等を使用する作業が電力会社送電線の近接作業となる施工にあたっては、当社が電力会社に対し行った事前協議を踏まえて、施工計画書及び作業計画書を作成しなければならない。また、施工にあたっては、電力会社より承認を得た施工手順により施工を行わなければならない。
- 3 受注者は、架空線等上空施設に損害を与えた場合は、直ちに報告するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。

1.5.9 防災対策

受注者は、工事の施工に当たり、大雨、大雪、出水、強風、台風等に対しては、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等の準備をする等、防災体制を確立しておかなければならない。

また、大雨、大雪、出水、強風、台風等の際には、工事現場の状況に応じ、監督職員の指示により初期点検及び詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。

1.5.10 地震防災及び震災対策

1 防災対策

受注者は、工事の施工に当たり、自らの責任と費用により、次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。

- (1) 地震発生に備えて、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配備に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。
- (2) 地震が発生したときは、「地震時保全業務実施要領」に基づき、直ちに初期点検又は詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。

2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。

- (1) 工事中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。
- (2) 現場での労力及び機材の確保に努めること。

3 震災対策

受注者は、地震の発生により被害が確認された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。

- (1) 被害が確認された場合には、直ちに被害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。
- (2) 重大な被害が確認された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに報告しなければならない。
- (3) 被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その指示に従わなければならない。
- (4) 他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。
- (5) 災害復旧に当たっては、監督職員の指示に従い、速やかに作業計画書により災害復旧計画を提出するとともに、復旧材料及び労力の確保に努めなければならない。

1.5.11 仮設備の管理

受注者は、施工に必要な電力、給水等の仮設備に第三者及び関係使用人等以外の使用人等が接触することのないよう防護するとともに、電力設備については、管理責任者を定め、十分な管理をしなければならない。

1.5.12 交通安全管理

- 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、維持補修契約書第27条によって処置するものとする。
- 2 受注者は、工事車両による土砂等、工事材料及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（内閣府・国土交通省令第1条、令和5年3月改正）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（国道利第37号 国道国防第205号、平成18年3月改正）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）及び道路工事保安施設設置基準（国整道管第8号、令和元年5月改正）に基づき、安全対策を講じなければならない。
- 4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- 5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
- 6 監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 8 第三者が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。
- 10 受注者は、首都高速道路上で工事を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の指示に従わなければならない。

- 11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。
- 12 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- 13 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックして、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、確認の記録を整備しなければならない。なお、監督職員から指示があった場合は、速やかに提示すること。

1. 5. 13 安全・訓練等の実施

- 1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認
 - (5) 当該工事における災害対策訓練
 - (6) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (7) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 2 受注者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「施工計画書」に記載しなければならない。
- 3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事週報等に記録し、報告しなければならない。

1. 5. 14 交通事故発生時等の協力業務

工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる通報
- (2) 発炎筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除

第6節 監督職員が行う検査

1. 6. 1 一 般

- 1 監督職員は、設計図書及び施工指示書に定められた出来形及び品質を確保するため、書類又は立会により、出来形、品質、数量等を確認する検査を行うものとする。この場合において、受注者が 1. 4. 10

により提示した現場社内検査の結果を参考とする。

- 2 受注者は、監督職員が行う検査について、あらかじめその頻度を計画できる場合には監督職員と協議の上、施工計画書にその頻度を記載しなければならない。また、作業が定常にとなった場合や、品質及び出来形に均一性が確認できる場合には、監督職員と協議の上、その頻度を見直すことができる。

1.6.2 検査

- 1 受注者は、設計図書の定めにより監督職員の検査を受ける事項及び主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう指示した事項については、担当監督員の検査を受けなければならない。この場合において、受注者は、工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出しなければならない。
- 2 監督職員は、工事期間中、工事のすべてについて検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査を円滑に実施するため、情報提供及び協力を行わなければならない。
- 3 前項において総括監督員が必要と認めたときは、総括監督員の定める現場監督員は、製作工場に滞在して、全部又は一部の工程について立会又は検査を行うことができる。
- 4 受注者は、現場監督員が出来形及び品質の確認のために資料の提出を求めたときは、これに従わなければならない。
- 5 受注者は、第1項から第3項までの検査には、1.4.10 第3項に規定する現場社内検査責任者もしくは1.1.17に規定する専任技術者を臨場させなければならない。
- 6 受注者は、自ら補修又は改作を行うときは、監督職員の承諾を得なければならない。

1.6.3 受注者の責任

受注者は、維持補修契約書第12条に規定する現場監督員の立会を受けて調合し、若しくは検査に合格した工事材料又は見本若しくは工事写真等の記録が整備された工事材料を使用したとき又は現場監督員の立会を受けて施工したときにあっても、品質保証に係る受注者の責任は免除されない。

1.6.4 検査又は立会の時間

現場監督員による検査及び立会の時間は、当社の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると現場監督員が認めた場合若しくは指示した場合はこの限りではない。

1.6.5 検査に必要な費用

- 1 維持補修契約書第11条第2項及び第12条第6項に規定する「直接要する費用」とは、検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。
- 2 受注者は、現場監督員が製作工場に滞在して立会又は検査を行う場合は、監督業務に必要な机、椅子、ロッカー、電話等の備わった専用の執務室を無償で提供するとともに、光熱水費を負担しなければならない。

1.6.6 立会の省略

現場監督員がやむを得ず立会を行うことができない場合には、当該立会を省略することができる。この場合において、事前に実施した受注者の現場社内検査（自主検査）をこれに替えることができるものとする。なお、受注者は、社内検査の結果及び写真等の資料を整備し、現場監督員の確認を受けなければならない。

第7節 電気工作物保安検査

1.7.1 一般

電気工作物保安検査とは、当社が別に定める自家用電気工作物の保安業務に係る電気主任技術者又はその補助を行う保安担当主務者（以下「電気主任技術者等」という。）が、自家用電気工作物に係る工事の一部又は全部が完成したときに、首都高速道路株式会社電気工作物保安規程その他関連法令に基づき、電気工作物に係る工事の保安上支障がないことを確認するために行う検査をいう。

1.7.2 検査

- 1 受注者は、書面により電気主任技術者等に検査を依頼しなければならない。
- 2 受注者は、検査を受ける前に、電気主任技術者等の指示に従い社内検査を実施するとともに、社内検査の結果を電気主任技術者等に提出しなければならない。
- 3 受注者は、検査を受けるに必要な条件並びに現場体制を整えなければならない。

4 臨場

- (1) 電気主任技術者等は、検査に当たり、現場代理人のほか、必要に応じ、主任技術者及び現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。
- (2) 電気主任技術者等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。

5 修補

- (1) 電気主任技術者等は、検査の結果、修補を必要と認めたときは、受注者に対し、書面により修補を命ずる。ただし、軽微な修補については、電気主任技術者等は、現地において、修補を口頭指示することができる。
- (2) 受注者は、電気主任技術者等から書面で修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、電気主任技術者等の再検査を受けなければならない。
- (3) 受注者は、電気主任技術者等から修補を口頭指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、電気主任技術者等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。
- (4) 受注者は、修補が完了したときは、直ちに書面により電気主任技術者等に報告しなければならない。

1.7.3 受注者の責任

受注者は、1.7.2 による検査に合格したときであっても、品質保証に係る受注者の責任は免除されない。

1.7.4 検査に必要な費用

受注者は、検査に当たり、1.6.5 に規定する費用を負担しなければならない。

第8節 検査員等が行う検査

1.8.1 一般

1 検査員等は、監督職員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。

(1) しゅん功検査

維持補修契約書第 29 条第 2 項の規定に基づき、施工指示書により指示されたすべての工事の完成を確認するための検査をいう。

(2) 中間検査

工事の契約期間の途中において、分割して検査を行うことが望ましいと総括監督員が認めたときに、その指定する部分に対して行う検査をいう。

2 総括監督員は、前項の検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。

1.8.2 しゅん功検査

1 検査責任者は、維持補修契約書第 29 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。

3 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。

4 しゅん功検査の内容

検査員等は、工事目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 工事の目的物について、出来形（形状、寸法、精度、数量）、品質及び出来栄えの検査を行う。

(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

5 立会人

(1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。

(2) 検査員等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該維持補修工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。

6 修補

(1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、「修補

「命令書」により修補を命ずるものとする。

- (2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を指示することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。
- (3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補が必要な場合においては、現地において、口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない。
- (4) 受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。
- (5) 受注者は、(2)により、検査員等から「修補指示書」により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。
- (6) 受注者が、(5)の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、維持補修契約書第33条第2項を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。

1.8.3 中間検査

中間検査においては、1.8.2中の「工事」とあるのは「中間検査に係る工事」と「しゅん功検査」とあるのは「中間検査」と読み替えて、それぞれ1.8.2(第7項(6)を除く。)の規定を適用する。

1.8.4 検査書類

受注者は、検査に必要な書類について設計図書に特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。

第2章 機器及び材料

第1節 一般事項

2.1.1 使用機材

- 1 受注者は、契約図書において工事に使用する機材（以下「機材」という。）を支給又は貸与されるものを除き、自らの責任と費用により補修工事の進捗に支障とならないよう調達しなければならない。
- 2 受注者は、機材の使用に当たり、設計図書で定められた機器及び材料（以下、「機材」という。）を使用しなければならない。この場合において、使用する機材は、仮設機材を除き、新品とする。
- 3 設計図書に「JIS マーク表示品」又は「水マーク表示品」と指定された機材は、それぞれのマークの表示のあるものとする。
- 4 受注者は、「施工計画書」に機材の品名、規格及び製造業者名を記載しなければならない。この場合において、製造業者又は品名が設計図書で定められているときは、これによらなければならない。
- 5 受注者は、監督職員が機材の見本又は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。
- 6 受注者は、機材の製作図を機材製作前に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

2.1.2 環境への配慮

- 1 受注者は、グリーン購入法により、環境負荷を低減できる機材を選定するように努めなければならない。
- 2 使用する機材の選定にあたっては、アスベストを含む機材を選定してはならない。また、揮発性有機化合物の拡散による健康への影響を配慮した機材を選定しなければならない。

2.1.3 設計図書で定められた機材以外を使用する場合の特例

- 1 受注者は、設計図書で定められた以外の機材を使用する場合には、使用する前に理由を付した材料使用承諾申請書を提出し、承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、材料使用承諾申請書の提出に当たっては、使用する機材の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は科学的試験の成績表を含むものとする。
- 3 受注者は、機材の規格又は品名の違う機材を使用するときは、設計図書で定められた機材の品質及び機能と同等以上の機材を使用しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の機材を使用するときは、その使用に先立ち、外観、形状、寸法等を確認するとともに、品質、機能等を確認する物理的又は科学的試験を行わなければならない。
- 5 第2項の試験の方法は、建築基準法 JIS、HASS 等の試験項目に準じて行う。
- 6 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得

た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。

2.1.4 機材の品質及び規格

(電気工事)

- 1 維持補修契約書第11条第1項に規定する「中等の品質」とは、電気通信機器設計資料、日本工業規格(JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電機工業会標準規格(JEM)、日本照明器具工業会規格(JIL)、日本電線工業会規格(JCS)に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- 2 受注者は、工事に使用する機材の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(機械工事)

- 1 機材の品質及び規格は、設計図書で定められているものを除き、原則として日本工業規格(以下「JIS」という。)又は空気調和・衛生工学会規格(以下「HASS」という。)の定めるところによる。

2.1.5 機材検査

(電気工事)

- 1 機材検査とは、工場立会検査及び現場受入検査をいう。

(1) 工場立会検査

受注者が、機材の製造会社の工場に臨場して、使用機材の品質と数量を確認する検査。

(2) 現場受入検査

受注者が、使用機材を現場搬入時において、品質と数量を確認する検査。

- 2 工場立会検査

受注者が行う機材検査及び確認は、以下の手順により実施する。

- (1) 受注者は、使用機材の性能・品質が確認できる「検査項目」、「検査方法」、「検査合格判定基準」、「検査場所」、「検査予定日」、「工事機材検査体制」等を記載した、「工事機材検査実施手順書」を定め、製作図の提出と合わせ、監督職員に提出するものとする。

- (2) 受注者は、「工事機材検査実施手順書」を監督職員に提出し、工場立会検査に監督職員の臨場の有無について確認する。受注者は工場立会検査において監督職員が臨場する場合は立会検査の事前に「工事材料検査請求書」を製造業者の製品検査成績書を添付し監督職員に提出しなければならない。

- (3) 上記(2)項において、受注者は、工事機材検査実施手順書に基づき機材検査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。

- (4) 機材検査結果の報告時期

受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書または又は工事施工立会検査報告書に添付して、整備・保管しなければならない。

(5) 報告の内容

- イ 「工事機材検査実施手順書」で定めた検査項目
- ロ 良否の判定及びその根拠

(6) 報告書の添付資料

- イ 検査結果の考察
- ロ 検査状況及び機材品質確認写真
- ハ その他使用機材の品質が確認できる資料

(7) 受注者は、下記項目に該当する使用機材の場合、製造会社の社内検査成績書及び素材の規格証明書の確認をもって、工場立会検査を省略できる。

- イ JIS 表示品
- ロ 現場受入検査時に機材の品質検査が可能である。

(8) 受注者は、工場立会検査の実施を省略する場合、その理由を工事機材検査実施手順書に明記して、主任監督員に提出する。

(9) 受注者は、下記項目に該当する場合、当社職員の臨場を受けなければならない。

- イ 設計図書で工場立会検査の臨場を明記している場合。
- ロ 使用機材の性能、品質が製造工場でのみ確認可能な場合。
- ハ 電気保安上、工場での使用機材性能試験が必要な場合。
- ニ その他主任監督員の指示があった場合。

3 現場受入検査

- (1) 受注者は、社内検査成績書、製造業者の社内検査成績書、素材の規格証明書及びその他必要な品質を証明する書類の確認をもって、現場受入検査を実施しなければならない。
- (2) 受注者は、主任監督員が必要と認めた機材について、監督職員の臨場のうえ現場受入検査を実施しなければならない。

(機械工事)

1 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に添付して、整備・保管しなければならない。

2 機材検査は、品質及び数量について行うものとする。

3 品質検査

(1) 品質検査は、機材の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに成分品質、性能等を確認するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。

(2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を「工事材料検査報告書」又は「工事施工立会検査報告書」のいずれかに添付し、整備・保管しなければならない。この場合において、これらの証明書等がな

いときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の承諾を得たものについては、この限りでない。

(3) 受注者は、設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときを除き、照合検査に合格した場合は、物理的又は化学的試験を省略することができる。

(4) 監督職員は、品質検査に合格した機材についても必要と認めたときは、機材の抜取りによる物理的又は化学的試験を受注者に指示することができる。

4 数量検査

数量検査は、検量又は出来型により使用する機材の数量を確認するとともに、品質証明書等との照合により行うものとする。

5 工事材料検査又は工事施工立会検査

受注者は、工事材料検査又は工事施工立会検査の受検に当たっては、それぞれ「工事材料検査報告書」又は「工事施工立会検査報告書」に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合及び品質管理室工事検査課による検査時に提出しなければならない。

2.1.6 監督職員の立会

受注者は、機材試験を行う場合において、設計図書に定めるとき又は監督職員から指示があったときは、監督職員の立会を受けなければならない。

2.1.7 品質の保証

受注者は、2.1.4 の規定により機材検査に合格した機材であっても、品質保証に係る受注者の責任は免除されない。

2.1.8 機材の保管等

- 1 受注者は、機材の品質又は機能が損なわれないように良好に整理、保管しなければならない。
- 2 受注者は、機材の運搬又は保管中に損傷、変質等が生じ、監督職員がその使用について不適当と認めたときは、速やかに取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（又は確認）をうけなければならない。

2.1.9 再検査

受注者は、2.1.5 の機材検査に不合格となったとき又は2.1.8 第2項の規定により機材を取り替えるときは、2.1.4 を準用して再検査を受けなければならない。

2.1.10 再使用機材

- 1 取外し前に機能及び状態の確認を行い、機材に損傷を与えないように取外す。
- 2 機能の確認で修理等の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。
- 3 取外し後、再使用する機材をウエス等で清掃する。なお、特別な清掃を行う場合は、設計図書に

よる。

- 4 取外し後再使用までの間は、機器類の性能、機能に支障がないよう適切に養生を行い、保管する。
なお、保管場所は、監督職員と協議する。
- 5 取外し後再使用するにあたり、機器の性能、機能に質疑が生じた場合は、監督職員と協議する。

2.1.11 機材検査に伴う試験（機械工事）

- 1 受注者は、下記の機材について試験を行わなければならない。
 - (1) 機材の各項で指定された機材
 - (2) 2.1.1 表に該当する機材
 - (3) 特記により指定された機材
 - (4) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない機材
- 2 試験方法は、建築基準法、JIS、HASS 等の法規又は規格に定めのある場合は、それによるものとする。
- 3 受注者は試験が完了したときは、その試験成績表を速やかに監督員に提出するものとする。
- 4 製造者において実験値等が整備されているものは、監督職員の承諾により、性能表又は能力計算書等性能の証明となるものをもって試験に代えることができるものとする。
- 5 監督職員は、必要に応じて機材の抜取検査を行うことができるものとする。この場合において、監督職員は検査に伴う試験を受注者に行わせることができるものとする。

表 2.1.1

機 材		試 驗 項 目
弁 類	減 壓 弁	水 壓 及 び 作 動
	安 全 弁	同 上
	温 度 調 整 弁	同 上
	電 磁 弁	同 上
	電 動 弁	同 上
ポンプ 類	う ず 卷 ポ ン プ	揚水量、揚程、電流値及び水圧（ポンプ本体）
	水 中 モーターポンプ	同 上
	給 水 ポ ン プ ユ ニ ッ ト	揚水量、給水圧力及び電流値
	オ イ ル ポ ン プ	揚油量、全圧力及び電流値
タンク 類	鋼 板 製 タ ン ク	満 水 及 び 内 部 防 鑄 被 膜
	F R P 製 タ ン ク	満 水
	貯 湯 タ ン ク	水 圧
	オイルタンク	地 下 式
		水 圧
	その 他	満 水
	膨張タンク	開 放 型
	環 水 タ ン ク	満 水 及 び 内 部 防 鑄 被 膜
	熱 交 換 器	能 力、水圧及び内部防鑄被膜（水室部）
ヘ ツ ダ 一		水 圧 及 び 内 部 防 鑄 被 膜

空 気 調 和 設 備 工 事 用 機 材	ボ イ ラ 一	熱 出 力 、 水 圧 及 び 騒 音
	直 だ き 吸 収 冷 温 水 機	冷凍能力、過熱能力、電動機出力水圧及び気密耐圧
	小 型 給 水 ユ ニ ッ ト	同 上
	冷 凍 機	压 缩 式
		冷凍能力、電動機出力、振動騒音、水圧及び気密耐圧
	吸 収 式	
	冷凍能力、水圧、騒音及び気密耐圧	
	空 気 热 源ヒートポンプユニット	冷凍能力、加熱能力、騒音及び電動機出力
	冷 却 却 塔	冷 却 能 力 及 び 騒 音
	送 風 機	風量、全圧、回転数、電流値及び騒音
	パッケージ型空気調和機	能 力、風量、静圧、電流値、振動、騒音、水圧及び気密耐圧
	ユニット型空気調和機	能 力、風量、静圧、電流値、振動、騒音、水圧及び気密耐圧
	ファンコイルユニット	能 力、風量、定格消費電力、損失水頭及び騒音
	空 気 清 净 装 置	補 集 率 及 び 初 期 抵 抗
	全 热 交 换 器	全 热 交 换 効 率 及 び 壓 力 損 失
	全 热 交 换 ユ ニ ッ ト	全 热 交 换 効 率 及 び 騒 音
	ファンコインベクター	能 力、風量、定格消費電力及び騒音

	防 火 ・ 防 煙 ダ ン パ ー ピ ス ト ン ダ ン パ ー	漏 気 量 及 び 作 動
	排 煙 口	同 上
自 動 制 御 機 器 類		耐 圧 及 び 作 動

給排水衛生設備 工事用機材	定 水 位 調 整 弁	水 圧 及 び 作 動
	鋼 製 簡 易ボイラー	熱 出 力 及 び 水 圧
	ガ ス 湯 沸 器	同 上
	消 火 機 器	水 圧 又 は 耐 圧
エレベータ設備 工事用機材	電動機及び電動発動機	特性、温度上昇、絶縁抵抗及び 耐電圧
	主 索	切 断 及 び 素 線
屎尿浄化槽	槽	満 水
	機 器	水 圧 及 び 作 動
電気工事用機材	盤 類	動作、絶縁抵抗及び耐電圧
	電 動 機	特性、温度上昇、絶縁抵抗及び 耐電圧

第3章 電気通信設備維持業務

第1節 一般事項

3.1.1 適用

受注者は、設計図書に基づき各種維持業務を実施し、各設備の機能を維持することを目的とした点検整備、清掃その他これらに類する工種について適用するものとする。

3.1.2 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類に寄らなければならぬ。

- ・首都高速道路株式会社 構造物等点検要領
- ・首都高速道路株式会社 施設工事共通仕様書
- ・首都高速道路株式会社 高速道路上工事の保安施設実施要領

3.1.3 一般事項

1 受注者は、特別高圧・高圧電気工事の活線作業は行ってはならない。なお低圧の活線、特別高圧・高圧及び低圧活線近接作業は、原則として行ってはならない。やむを得ず作業を行うときは、関係法令等に従い、施工するほか次の事項に留意すること。

(1) 管理体制、管理範囲、表示及び保護具・防具等について作業手順を作成し、監督職員と協議する。

(2) 高圧回路に係る次の場所で作業する場合は、絶縁用保護具を着用すること。

イ 高圧回路を取扱う作業で感電する恐れがある場合。

ロ 高圧回路に接触し、感電する恐れがある場合。

ハ 高圧回路が頭上 30cm 以内又は作業者から 60cm 以内に接近して作業することにより、感電する恐れがある場合。

(3) 高圧活線近接作業に使用する絶縁用保護具、絶縁用防具は、厚生労働大臣の定める規格を満足するものとする。

(4) 低圧回路を取扱う作業において、絶縁用保護具を着用し、活線作業用工具を用いること。

(5) 低圧回路に接触することにより感電の恐れがある場合は、当該部分に絶縁用防具を装着すること。ただし、絶縁用保護具を装着することにより、感電の恐れがない場合は、この限りでない。

(6) 作業中は、活線及び活線近接作業の範囲を表示すること。

(7) 労働安全衛生法 59 条に基づく特別教育を実施すること。上記作業を継続して実施する場合は、特別教育を 5 年間毎に行うこと。

2 受注者は、電気通信設備維持業務の遂行に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため高速道路付属施設を良好な状態に保つようにしなければならない。

3 受注者は、電気通信設備維持業務の遂行中に高速道路に異常を発見したときは、直ちに監督職員

に報告し、指示を受けなければならない。

- 4 受注者は、維持作業区内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処理を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督職員にその処置について報告しなければならない。
- 5 受注者は、履行に先立ち月間作業予定表を提出しなければならない。予定表の作成にあたっては、効率の良い作業を念頭に置き、他工事と同一規制内で作業を行う当集約化に努めること。

3.1.4 点検技術者及び点検技術員の資格

- 1 点検技術者とは、電気通信施設の維持業務に精通し、高度な専門的知識及び判断力並びに経験を有し、指導的役割をもって業務を実施できるものをいう。
- 2 点検技術員とは、電気通信施設の維持業務に精通し、ある程度の専門的知識及び経験を有し、仕様書に定められた業務を実施できるものをいう。

学歴	実務経験年数	
	点検技術者	点検技術員
大学卒業（関連学科）	8年以上	1年以上
大学卒業（関連学科以外）	10年以上	3年以上
短大、高専、専門学校（関連学科）	10年以上	3年以上
短大、高専、専門学校（関連学科以外）	12年以上	5年以上
工業高校卒業（関連学科）	12年以上	5年以上
高校卒業（関連学科以外）	15年以上	7年以上
上記以外のもの	18年以上	10年以上

注1) 実務経験の年数とは、電気通信施設の試験調整業務又は維持業務における点検若しくは運転監視に関する業務の実務又は監督業務に従事した年数をいう。

注2) 各種電気、通信、無線に関する公的資格を有する者に対しては、上記学歴に関係なく公的資格の種類及び実務経験により主任監督員が個別に認定できる。

第4章 各種電気設備補修工事

第1節 一般事項

4.1.1 適用

本章は、各種電気通信設備（配管配線設備を含む）の補修として各種電気通信設備補修工事に適用する。

4.1.2 適用すべき諸基準

本章に特に定めのない事項については、下記の基準により補修工事を行わなければならない。

首都高速道路株式会社 電気通信機器設計資料

首都高速道路株式会社 電気通信工事施工技術資料

首都高速道路株式会社 施設工事共通仕様書

首都高速道路株式会社 高速道路上工事の保安施設実施要領

4.1.3 一般事項

3.1.3 の通りとする。

第2節 配管配線補修工事

4.2.1 適用

本節は、配管配線設備の補修工として適用する。

4.2.2 はつり工事

- 1 受注者は、はつり作業を行うときは、埋設配管等に損傷を与えないように注意し施工しなければならない。
- 2 受注者は、はつりガラ及び埃の飛散防止及び養生を行い、はつりガラの処理を確実に行なわなければならない。

4.2.3 アンカーボルトの再使用

- 1 既設のインサート及びアンカーボルトを再使用する場合は、状態及び強度を確認し、清掃してから使用するものとする。

4.2.4 配管・配線等の補修

- 1 受注者は、配管配線の補修にあたり下記事項に注意して施工しなければならない。

- (1) 既設配線を取り出し、配管の切断等を行う場合は、他の既設配線を傷つけないように施工すること。
- (2) 既設管内配線の撤去が不可能な場合は、監督職員と協議し、指示に従うこと。
- (3) 配線引き抜き後空配管となったものには、導入線を入れておかなければならぬ。但し、1

m以下の部分は、省略できる。

- (4) 配線用ダグ外及び配線用ラックに配線を増設する場合は、他の既設配線に損傷を与えてはならない。
- (5) 既設配線を撤去せず、残置する場合は、配線の端末処理を行い、完成図書にその位置を明示しておくものとする。
- (6) 撤去する配管配線は、撤去や搬出等に支障のない長さに切断して撤去を行う。

2 受注者は、幹線ケーブルの切替作業を行うときは、下記事項を記載した切替作業手順書を作成し、主任監督員へ提出するものとする。

- (1) 作業日
- (2) 作業時間帯
- (3) 作業者氏名及び経歴書
- (4) 緊急時の連絡体制
- (5) 詳細な切替作業手順
- (6) 工事箇所の現況図
- (7) 想定される事故及び被害並びにその防止対策
- (8) その他必要事項

第3節 照明標識等設備補修工事

4.3.1 適用

本節は、道路照明他設備の補修工事に適用する。

4.3.2 調査工

受注者は、照明標識設備等の不具合調査に当っては、下記事項に十分注意して行うものとする。

- (1) 調査に当っては、原則2名以上の作業員にて行うものとする。
- (2) 調査に当っては、事前に管理用図面等で現場周辺の状況、電気設備の電源系統及び電圧、配線ルート等を確認のうえ行うものとする。
- (3) 照明標識設備等の不点調査にあたっては、その原因がランプ、安定器、配線等ある程度原因が特定されるため、補修用部品を準備し原因調査にあたり、ランプ又は安定器の障害であれば、同時に補修を行うものとする。

4.3.3 撤去工

- 1 受注者は、設計図書に基づき電気設備を撤去するときは、既設構造物を損傷しないよう十分注意して施工するものとする。
- 2 受注者は、撤去にあたりビニルシート等で養生を行い、ボルト類が落下しないように施工しなければならない。
- 3 照明ポール、標識ポール等を撤去するときは、既設アンカーボルトを損傷しないよう十分注意し、撤去しなければならない。

- 4 設計図書に再使用する機器と明記してある設備の撤去に当っては、2.1.9の規定による。
- 5 受注者は、撤去品の処分に当っては、1.1.38の規定に従い適正に処理するものとする。

4.3.4 補修工事

電気設備工事共通仕様書による他下記による。

- (1) 受注者は、仮設配線にて補修するときであっても建築限界を犯してはならない。
- (2) 受注者は、仮設配線にて復旧したときは、速やかに監督職員に報告し、本復旧に向けての施工方法について監督職員と協議しなければならない。

第4節 交通管制設備補修工事

4.4.1 適用

本節は、交通管制設備の補修工事に適用する。

4.4.2 調査工

受注者は、交通管制設備等の不具合調査に当っては、下記事項に十分注意して行うものとする。

- (1) 調査に当っては、原則2名以上の作業員にて行うものとする。
- (2) 調査に当っては、事前に管理用図面等で現場周辺の状況、電気設備の電源系統、通信系統及び電圧、配線ルート等を確認のうえ行うものとする。
- (3) 交通管制機器の不具合調査に当っては、その機器の調整を行い故障か不具合かの判断を行うこと。

4.4.3 撤去工

- 1 受注者は、設計図書に基づき電気設備を撤去するときは、既設構造物を損傷しないよう十分注意して施工するものとする。
- 2 受注者は、撤去にあたりビニルシート等で養生を行い、ボルト類が落下しないように施工しなければならない。
- 3 C C T Vポール等を撤去するときは、既設アンカーボルトを損傷しないよう十分注意し、撤去しなければならない。
- 4 設計図書に再使用する機器と明記してある設備の撤去に当っては、2.1.9の規定による。
- 5 受注者は、撤去品の処分に当っては、1.1.38の規定に従い適正に処理するものとする。

4.4.4 補修工事

電気設備工事共通仕様書による他下記による。

- (1) 受注者は、仮設配線にて補修するときであっても建築限界を犯してはならない。
- (2) 受注者は、仮設配線にて復旧したときは、速やかに監督職員に報告し、本復旧に向けての施工方法について監督職員と協議しなければならない。
- (3) 受注者は、テレビカメラを補修した場合、運用部署（特に交通管制室）に画角や画質を確認

し調整しなければならない。

- (4) 受注者は、車両感知器を補修した場合、中央装置側にデータが正常に送信されていることを確認しなければならない。

第5節 通信設備補修工事

4.5.1 適用

本節は、通信設備の補修工事に適用する。

4.5.2 調査工

受注者は、通信設備等の不具合調査に当っては、下記事項に十分注意して行うものとする。

- (1) 調査に当っては、原則2名以上の作業員にて行うものとする。
- (2) 調査に当っては、事前に管理用図面等で現場周辺の状況、電気設備の電源系統、通信系統及び電圧、配線ルート等を確認のうえ行うものとする。
- (3) 通信機器の不具合調査に当っては、その機器の調整を行い故障か不具合かの判断を行うこと。
- (4) 多重通信装置の不具合調査に当っては、関連する機器の重要度を十分に考慮すると共に、作業時の影響範囲も明確になるよう調査すること。

4.5.3 撤去工

- 1 受注者は、設計図書に基づき電気設備を撤去するときは、既設構造物を損傷しないよう十分注意して施工するものとする。
- 2 受注者は、撤去にあたりビニルシート等で養生を行い、ボルト類が落下しないように施工しなければならない。
- 3 非常電話等を撤去するときは、既設アンカーボルトを損傷しないよう十分注意し、撤去しなければならない。
- 4 設計図書に再使用する機器と明記してある設備の撤去に当っては、2.1.9の規定による。
- 5 受注者は、撤去品の処分に当っては、1.1.38の規定に従い適正に処理するものとする。

4.5.4 補修工事

施設工事共通仕様書による他下記による。

- (1) 受注者は、仮設配線にて補修するときであっても建築限界を犯してはならない。
- (2) 受注者は、仮設配線にて復旧したときは、速やかに監督職員に報告し、本復旧に向けての施工方法について監督職員と協議しなければならない。
- (3) 受注者は、機器補修等を行った後、回線アドレス設定や番号設定において十分に確認しなければならない。

第6節 ETC設備補修工事

4.6.1 適用

本節は、ETC設備の補修工事に適用する。

4.6.2 調査工

受注者は、ETC設備等の不具合調査に当っては、下記事項に十分注意して行うものとする。

- (1) 調査に当っては、原則2名以上の作業員にて行うものとする。
- (2) 調査に当っては、事前に管理用図面等で現場周辺の状況、電気設備の電源系統、通信系統及び電圧、配線ルート等を確認のうえ行うものとする。
- (3) ETC機器の不具合調査に当っては、その機器の調整を行い故障か不具合かの判断を行うこと。
- (4) ETC機器の不具合調査に当っては、機器本体や扱われているデータのセキュリティーに関し、漏洩等無いよう十分注意すること。

4.6.3 撤去工

- 1 受注者は、設計図書に基づき電気設備を撤去するときは、既設構造物を損傷しないよう十分注意して施工するものとする。
- 2 受注者は、撤去にあたりビニルシート等で養生を行い、ボルト類が落下しないように施工しなければならない。
- 3 ETC用車両感知器等を撤去するときは、既設アンカーボルトを損傷しないよう十分注意し、撤去しなければならない。
- 4 設計図書に再使用する機器と明記してある設備の撤去に当っては、2.1.9の規定による。
- 5 受注者は、撤去品の処分に当っては、1.1.38の規定に従い適正に処理するものとする。

4.6.4 補修工事

施設工事共通仕様書による他下記による。

- (1) 受注者は、仮設配線にて補修するときであっても建築限界を犯してはならない。
- (2) 受注者は、仮設配線にて復旧したときは、速やかに監督職員に報告し、本復旧に向けての施工方法について監督職員と協議しなければならない。
- (3) 受注者は、補修工事后動作確認において、システム全体が正常に機能していることを関係維持業者に確認すること。

第5章 建物等維持業務

第1節 一般事項

5.1.1 適用

本章は、建築物等の維持に係る業務(以下、「維持業務」という。)として、当社が管理する道路付属建物等の必要とする性能、機能、品質及び環境等を健全な状態に保つことにより、経済的寿命を高めることを目的とした維持、清掃その他これらに類する工種について適用する。

5.1.2 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、1.1.1[適用]によるほか下記によるものとする。

首都高速道路株式会社 建物維持要領書

首都高速道路株式会社 高速道路上工事の保安施設実施要領

5.1.3 業務一般

- 1 受注者は、維持業務の作業にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路付属建物等を良好な状態に保つようにしなければならない。
- 2 受注者は、道路付属建物等に安全上、管理上に支障が生じていると判断される異常箇所を発見したときは、直ちに報告するとともに、「異常部報告書」を提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項の異常を発見した場合において、災害防止等のため必要があると認めるときは、1.1.44[臨機の措置]によるとともに、「応急措置報告書」を提出しなければならない。

第6章 建物等補修工事

第1節 一般事項

6.1.1 適用

本章は、建築物等に係る補修工事(以下、「工事」という。)として、模様替え、修繕、解体、小規模な建築(新築、改築及び増築)その他これらに類する工種について適用するものとする。

6.1.2 適用すべき諸基準

1 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、6.1.1[適用]によるほか下記の基準類によらなければならない。

首都高速道路株式会社 高速道路上工事の保安施設実施要領

首都高速道路株式会社 パーキングエリア設計技術資料

首都高速道路株式会社 施設工事共通仕様書

首都高速道路株式会社 土木工事共通仕様書

2 各業務及び工種の内容については次のとおりとし、本章の総則とともに適用する。

(1) 建築物等の模様替え及び修繕に係る各工種については、維持補修工事共通仕様書の第6章によるほか、国土交通省監修の公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(以下「改修標準仕様書」という。)の2章以降の各章を適用する。

(2) 建築物等の解体に係る各工種については、維持補修工事共通仕様書の第6章によるほか、国土交通省制定の建築物解体工事共通仕様書(以下「解体共通仕様書」という。)の2章以降の各章を適用する。

(3) 上記(1)、(2)以外の建築に係る各工種については、維持補修工事共通仕様書の第6章によるほか、国土交通省監修の公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(以下「標準仕様書」という。)の2章以降の各章を適用する。

(4) 緊急応急対策作業は、維持補修共通仕様書の第9章を適用する。

(5) 積雪凍結対策作業は、維持補修共通仕様書の第10章を適用する。

6.1.3 施工一般

1 受注者は、工事の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため高速道路付属施設を良好な状態に保つようにしなければならない。

2 受注者は、工事区内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督職員にその処置について報告しなければならない。

6.1.4 既存部分等への処置

1 受注者は、工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行わなければならぬ。

ればならない。

- 2 既存部分の養生は、改修標準仕様書2章3節[養生]による。
- 3 工事の施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は、報告するとともに監督職員の承諾を受け現状に準じて補修する。

6.1.5 後片づけ

受注者は、工事の完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行わなければならない。

6.1.6 工事記録写真

受注者は、自らの費用により工事記録写真を撮影し、工事が完成したときは、工事記録写真集として監督職員に提出しなければならない。

第2節 材料一般

6.2.1 使用材料

- 1 受注者は、工事に使用する材料の品質及び規格等については、設計図書の定めによるほか、標準仕様書及び改修標準仕様書の各章の定めによらなければならない。
- 2 受注者は、監督職員が材料の見本又は資料の提出を求めたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、色、柄等について監督職員の指示を受けなければならない。

6.2.2 環境への配慮

- 1 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
- 2 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の拡散による健康への影響に配慮する。
- 3 工事に使用する材料は、石綿を含有しないものとする。

6.2.3 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例

- 1 受注者は、設計図書で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した「材料使用承諾申請書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、「材料使用承諾申請書」の提出にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は科学的試験の成績表を含むものとする。
- 3 前項の試験を行うときは、監督職員の立会を受けなければならない。
- 4 第2項の試験方法については、標準仕様書、改修標準仕様書及びJISの規定に準じて行わなければならない。
- 5 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際し

て別途必要と認めた場合は、追加試験を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等についてでは、「材料使用承諾申請書」は不要とする。

- (1) 使用材料(材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果)
- (2) 新材料等の概要
- (3) 施工実績
- (4) 特徴
- (5) 選定理由
- (6) その他必要と認められる事項

6.2.4 工事材料の品質

- 1 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。
- 2 契約書第11条第1項に規定する「中等の品質」とは、標準仕様書、改修標準仕様書及びJIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- 3 受注者は、工事材料の品質及び規格等については、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、標準仕様書及び改修標準仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。
- 4 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備・保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。
- 5 受注者は、設計図書又は標準仕様書及び改修標準仕様書において試験を行うこととしている工事材料について標準仕様書及び改修標準仕様書又はJISで指示する方法により、試験を行わなければならぬ。

6.2.5 工事材料の検査

- 1 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付して、整備・保管しなければならない。
- 2 材料検査は、品質及び数量について標準仕様書及び改修標準仕様書又はJISの規定に準じて行わなければならない。
- 3 品質検査
 - (1) 品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査、並びに、設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときには成分、品質、性能等を確認するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。
 - (2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検

査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付し、整備・保管しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の承諾を得たものについては、この限りでない。

- (3) 設計図書に定める J I S 又は J A S のマーク表示のある材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして取り扱うことができる。
- (4) 受注者は、設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。
- (5) 監督職員が指示した場合は、受注者は材料の抜取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。

4 数量検査

受注者は、数量検査方法について、数量検査方法が検量により行う材料の場合は工事材料検査により、出来形により行う材料の場合は、工事施工立会検査により受験しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、第 1 項に規定する手続きにより提出するものとする。

5 監督職員の立会

受注者は、材料試験を行う場合において、設計図書に定めるとき又は監督職員から指示があったときは、監督職員の立会を受けなければならぬ。

6 品質の保証

受注者は、材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。

7 材料の保管等

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならぬ。

8 再検査

受注者は、材料検査に不合格となったとき又は 3.2.4 の規定により材料を取り替えるときは、本項を準用して再検査を受けなければならぬ。

9 材料の採取地

受注者は、設計図書の定め又は監督職員の指示があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を報告しなければならぬ。

10 受注者は、工事材料検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書に検査事項を記載した上で、受検しなければならぬ。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があつた場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提出しなければならぬ。

第7章 機械設備維持業務

7.1.1 適用

本章は、機械設備維持業務として、各設備の機能を維持することを目的とした点検整備、清掃その他これらに類する工種について適用するものとする。

7.1.2 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

- ・首都高速道路株式会社 構造物等点検要領
- ・首都高速道路株式会社 高速道路上工事の保安施設実施要領

7.1.3 一般事項

- 1 受注者は、機械設備維持業務の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため高速道路付属施設を良好な状態に保つようにしなければならない。
- 2 受注者は、機械設備維持業務の施工中に、高速道路に異常を発見したときは、直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
- 3 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督職員にその処置について報告しなければならない。
- 4 受注者は、施工に先立ち月間作業予定表を提出しなければならない。予定表の作成にあたっては、効率の良い作業を念頭に置き、他工事と同一規制内で作業を行う等集約化に努めること。

第8章 機械設備補修工事

8.1.1 適用

本章は、機械設備補修工事として、配管工、保温工その他これらに類する工種について適用するものとする。

8.1.2 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

- ・首都高速道路株式会社 施設工事共通仕様書
- ・首都高速道路株式会社 高速道路上工事の保安施設実施要領

8.1.3 一般事項

- 1 受注者は、工事の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため高速道路付属施設を良好な状態に保つようにしなければならない。
- 2 受注者は、工事施工中に、高速道路に異常を発見したときは、直ちに主任監督員に報告し、指示を受けなければならない。
- 3 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督職員にその処置について報告しなければならない。

第9章 緊急応急対策作業

第1節 一般事項

9.1.1 適用

本章は、緊急応急対策作業として、緊急応急対策作業その他これらに類する工種に適用するものとする。

9.1.2 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めがない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。

首都高速道路株式会社 構造物等点検要領

首都高速道路株式会社 地震時保全業務実施要領

首都高速道路株式会社 地震時応急対策作業要領（施設編）

首都高速道路株式会社 地震時構造物点検要領

首都高速道路株式会社 地震時応急対策作業要領（土木編）

9.1.3 一般事項

- 1 受注者は、緊急応急対策作業に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため高速道路を良好な状態に保つようにしなければならない。
- 2 受注者は、緊急応急対策作業にあたり 1.1.18 に規定する緊急応急対策作業責任者を定め、9.1.4 に定める「緊急応急対策施工計画書」に記載しなければならない。
- 3 受注者は、緊急応急対策作業中に、高速道路に異常を発見したときは、直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
- 4 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。
- 5 受注者は、常時、緊急出動に備えて、待機対象の標識車、作業車及び運転要員等を作業基地で出動できる状態で待機させなければならない。
- 6 待機とは、監督職員から出動の指示があったときから解除の指示があるまでをいう。

9.1.4 緊急応急対策施工計画書

- 1 受注者は、緊急応急対策作業に先立ち、次の各号に掲げる事項を記載した「緊急応急対策施工計画書」を作成し、提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。
 - (1) 緊急応急業務概要
 - (2) 緊急応急業務履行体制（緊急連絡体制含む）
 - (3) 現場組織図
 - (4) 使用車両等一覧表

- (5) 作業方法（保安規制を含む）
- (6) 貸与品の管理
- (7) 環境対策
- (8) 安全衛生管理
- (9) 防災対策計画
- (10) 建設廃棄物処理計画
- (11) その他必要と認められる事項

2 受注者は、「緊急応急対策施工計画書」の内容に変更が生じた場合には、直ちに「変更緊急応急対策施工計画書」を提出しなければならない。

9.1.5 緊急応急対策作業の終了

- 1 受注者は、毎月の緊急応急対策作業が終了したときは、維持補修契約書第 29 条第 1 項に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。
- 2 緊急応急対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。
 - (1) 指示されたが緊急応急対策作業が全て終了していること。
 - (2) 維持補修契約書第 29 条第 6 項に規定する修補が終了していること。
 - (3) 緊急応急対策作業により収集された塵芥等の処理が終了していること。
 - (4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。
 - イ 施工指示書（写し）
 - ロ 維持補修工事書
 - ハ 緊急応急対策施工計画書
 - ニ 緊急応急対策確認書（写し）、緊急応急対策出動報告確認簿（写し）
 - ホ 貸与品に関する書類
 - ヘ その他検査に必要な書類、記録、写真等

9.1.6 緊急応急対策作業

- 1 受注者は、緊急応急対策作業に当たり、高速道路及びその周辺において、昼間、夜間を問わず高速道路の維持管理上支障となる事態の発生又は発生する恐れがある場合に、監督職員の指示により待機又は出動しなければならない。
- 2 受注者は、緊急応急対策作業の時間、履行場所及び作業内容については、監督職員の指示を受けなければならない。また、緊急応急作業が完了したときは、速やかに報告しなければならない。
- 3 受注者は、常時、連絡要員をあらかじめ指定した基地又は事務所に待機させ、緊急応急対策作業が必要となる場合に備え、監督職員との連絡がとれる状態にしておかなければならない。
- 4 受注者は、緊急応急対策作業のため出動するときは、無線機等を常に携帯し、緊急連絡が可能な状態にしておかなければならない。
- 5 受注者は、緊急応急作業のため高速道路の交通規制を開始するときは、速やかに規制方法等を無線又は非常電話等により監督職員及び監督職員の指示する部署に報告しなければならない。なお、

作業が完了したときも同様とする。

- 6 受注者は、緊急応急対策作業については、通行車両の安全に十分注意しなければならない。
- 7 応急処置方法については、緊急応急処置要領の規定又は監督職員の指示を受けなければならない。

第2節 緊急応急作業詳細（電気設備）

9.2.1 緊急応急作業待機

- 1 受注者は、設計図書の定めに従い、指定された場所、時間帯で緊急出動に備え、作業員及び標識車等を待機させなければならない。
- 2 受注者は、監督職員の指示により緊急出動し、電気設備等の応急措置を行わなければならない。
- 3 受注者は、緊急出動にあたり、場所、設備名、損傷状況を確認のうえ、必要な資機材及び作業用機械を準備し、出動しなければならない。
- 4 受注者は、1項で規定している待機を指定している時間外においても監督職員からの緊急出動要請に応じなければならない。

9.2.2 応急措置内容

応急出動対象設備は、下記に示す設備が交通事故等で破損し建築限界を侵している状況、もしくは、電気的な安全の確保を必要とする場合に、それらの障害に対応する。

(道路照明・標識設備)

- (1) 道路照明設備に関する設備
- (2) 道路標識に関する設備
- (3) 点滅灯（黄色点滅灯、視線誘導灯他）に関する設備
- (4) 料金所施設に関する設備
- (5) その他監督職員の指示する設備

- 1 道路照明設備（ポール照明、高欄照明等）の補修にあたっては、損傷状況を確認のうえ必要な措置（撤去等含む）を行う。
 - (1) 照明ポール等については、ポールの曲がり、へこみ等有害な傷等がある場合は、緊急出動時に出来る限り撤去すること。
 - (2) 照明ポールの撤去にあたり、既設アンカーボルトの状態、寸法等を確認のうえ、ナットは、ビニールテープ等により一括ねじ部に固定しておくこと。
 - (3) 配線の処理にあたっては、連続不点にならないように配線接続を考慮し、直線接続及び端末処理を行うこと。
 - (4) 配管等の処理にあたっては、取付金物等の設置状況も確認のうえ、撤去若しくは補修を行う。
- 2 道路標識の補修にあたっては、損傷状況により必要な措置を行う。
 - (1) 標識ポールについては、曲がり、へこみ等有害な損傷等がある場合は、緊急出動時に出来る限り撤去すること。
 - (2) 標識ポール撤去時は、フェイルセーフ用金物についても撤去すること。

(3) 標識ポールの撤去にあたり、既設アンカーボルトの状態、寸法等を確認のうえ、ナットは、ビニールテープ等により一括ねじ部に固定しておくこと。

(4) 内照式標識灯については、アクリル板の一部破損の場合、可能な限り現地で仮補修を行い撤去しないこととする。

(5) 内照式標識灯本体に歪み等が生じている場合、標識板を撤去するものとする。この場合、標識ポールに損傷がないときは、標識ポールは撤去しないものとする。

3 黄色点滅灯の補修にあたっては、損傷状況を確認のうえ必要な措置を行う。

(1) 本体の損傷状況を把握し、可能な限り当該機器を補修することを原則とする。ただし、発光部本体に損傷を受けている場合、発光機能が不良の場合は、撤去する。

(2) 発光部の撤去にあたっては、既設アンカーボルトの状態、寸法等を確認のうえ、ナット及びワッシャーは、ビニールテープ等により一括ねじ部に固定しておくこと。

(3) 発光部撤去後、仮設機材として自発光タイプの点滅灯を仮置きすること。

4 視線誘導灯の補修にあたっては、損傷状況を確認のうえ必要な措置を行う。

(1) 本体の損傷状況を把握し、可能な限り当該機器を補修することを原則とする。ただし、発光部本体に損傷を受けている場合、発光機能が不良の場合は、撤去する。

(2) 発光部の撤去にあたっては、取付金物の形状寸法を確認すること。

(3) 配線補修にあたっては、発光部が連続不点にならないよう仮接続をおこなうこと。

5 その他監督職員が指示する補修工事について、可能な限り対応するものとする。

(交通管制設備)

(1) 車両感知器の台数計測不良に伴う感知ユニットの調整。

(2) 可変情報板等の故障原因の追究及び仮復旧作業。

(3) C C T Vにおける画角調整及び映像出力調整等作業。

(4) 各種中央装置故障時の応急対策。

(通信)

(1) 電話交換機不良に関する調査及び仮復旧作業。

(2) 端末L A N設備の故障状況確認及び仮復旧作業。

(3) 非常電話不通に対する仮復旧作業。

(4) その他設計図書で指定する通信機器の仮復旧作業。

(5) 各種中央装置故障時の応急対策。

(料金収受)

(1) 故障発生後に緊急出動し、復旧作業。

(2) 各種中央装置故障時の応急対策。

(ETC)

(1) 故障発生後に緊急出動し、復旧作業。

(2) 各種中央装置故障時の応急対策。

第3節 緊急連絡業務

9.3.1 緊急連絡調整

- 1 故障発生時において、緊急連絡体制表に基づき速やかに下記内容を整理して確実な連絡を監督職員他関係各所に対して行なうものとする。
 - (1) 故障発生日時
 - (2) 具体な発生事象
 - (3) 影響範囲
 - (4) 受注者が行なった臨機の措置
 - (5) 故障原因（判明した場合）
- 2 受電所の停電の場合は、供給側への影響を考慮して、東京電力（株）との連絡を密に行なうこと。
- 3 中央装置の故障時については、その影響範囲が大きいため、製造会社との連絡調整を行い、技術的な助言等を受けられるよう事前に連絡体制を確立しておくものとする。

第10章 積雪凍結対策作業

第1節 一般事項

10.1.1 適用

本章は、積雪凍結対策作業として、除雪工、凍結防止工その他これらに類する工種に適用するものとする。また、設計図書において特に定めのない事項については、監督職員の指示による。

10.1.2 一般事項

- 1 受注者は、積雪凍結対策作業に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。
- 2 受注者は、積雪凍結対策作業に 1.1.18 に規定する積雪凍結対策作業責任者を定め、6.1.4 に定める「積雪凍結対策施工計画書」に記載しなければならない。
- 3 受注者は、作業区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。
- 4 受注者は、積雪凍結対策作業の待機態勢にあるときは、気象情報を注視するとともに「積雪凍結対策実施要領」により機器類の点検を行い、監督職員の指定する場所に機械等を配備し、監督職員から出動指示があったときは、速やかに作業を行えるようにしなければならない。
- 5 待機とは、監督職員から出動の指示があったときから解除の指示があるまでをいう。
- 6 受注者は、積雪凍結対策期間内に使用する機械のうち当社から貸与する機器については、機械器具貸与仕様書に基づき手続きを行い、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

10.1.3 積雪凍結対策施工計画書

- 1 受注者は、積雪凍結対策作業に先立ち、次の各号に掲げる事項を記載した「積雪凍結対策施工計画書」を作成しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。
 - (1) 積雪凍結作業概要
 - (2) 積雪凍結作業履行体制（緊急連絡体制含む）
 - (3) 現場組織図
 - (4) 使用車両等一覧表
 - (5) 作業方法（保安規制を含む）
 - (6) 貸与品の管理
 - (7) 環境対策
 - (8) 安全衛生管理
 - (9) 防災対策計画
 - (10) 建設廃棄物処理計画
 - (11) その他必要と認められる事項

- 2 受注者は、積雪凍結対策作業計画書の内容に変更が生じた場合には、直ちに変更積雪凍結対策作業計画書を提出しなければならない。

10.1.4 積雪凍結対策作業の終了

- 1 受注者は、毎月の積雪凍結対策作業が終了したときは、維持補修契約書第29条第1項に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。
- 2 積雪凍結対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。
 - (1) 指示されたが積雪凍結対策作業が全て終了していること。
 - (2) 維持補修契約書第29条第6項に規定する修補が終了していること。
 - (3) 積雪凍結対策作業により収集された塵芥等の処理が終了していること。
 - (4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。
 - イ 施工指示書（写し）
 - ロ 維持補修工事書
 - ハ 積雪凍結対策施工計画書
 - ニ 緊急応急対策確認書（写し）、緊急応急対策出動報告確認簿（写し）
 - ホ 貸与品に関する書類
 - ヘ その他検査に必要な書類、記録、写真等

第2節 積雪凍結対策作業詳細

10.2.1 除雪工

- 1 受注者は、除雪工の開始時期については、監督職員の指示を受けなければならない。また、作業終了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に報告するものとし、翌日までに実施報告書を提出しなければならない。また、各月の終了後、速やかに実施報告書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、除雪工に当たっては、交通の安全に十分注意しなければならない。

10.2.2 凍結防止工

- 1 受注者は、凍結防止剤の散布については、実施する時期、箇所、方法、散布量について、積雪・凍結対策実施要領によるほか主任監督員の指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、凍結防止剤の散布については、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。

10.2.3 排雪工

受注者は、排雪工に当たっては、積雪・凍結対策実施要領によるほか監督職員の指示を受けなければならない。

10.2.4 融雪装置運転工

- 1 受注者は、異常降雪時を除き常時 1 車線以上の幅員を確保することを目標とし、施工しなければならない。なお、異常降雪時においての幅員確保の目標は、監督職員の指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、融雪装置の運転開始時期については、監督職員の指示を受けなければならない。また、作業終了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 3 受注者は、作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に報告するものとし、翌日までに実施報告書、運転記録紙等を提出しなければならない。
また、各月の終了後、速やかに実施報告書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、融雪装置が故障、事故等により融雪作業が出来ない場合は、速やかに監督職員に連絡し、指示を受けなければならない。
- 5 受注者は、融雪装置の運転に当たっては、交通の安全に十分注意しなければならない。

資料編

(資料-1) 各技術者等の選定及び兼任表

各技術者等の選定及び兼任表

技術者等 として選定された本人		本人に対する他の技術者等					兼任の可否								
		施工管理			安全管理			照査管理		設計管理					
		現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者	
施工管理	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	○*	○*	○*	○	○	○	×
	主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○	×
	専門技術者	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○
		下請負者	複数人	不要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
	専任技術者(担当する工種の施工期間中現場に常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○
		下請負者	複数人	必要	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×
	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
安全管理	統括安全衛生責任者(常駐)	元請負者	1人	必要	○*	△*	△*	△*	×	○	○	○	○	○	×
		混在工事の他の元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
	元方安全衛生管理者(専属)	元請負者	1人	必要	○*	○*	○*	○*	×	○	○	○	○	○	○
	元方安全衛生管理代理者(元方安全衛生監理者が職務を遂行できないときには常駐)	元請負者	1人	必要	○*	○*	○*	○*	×	○	○	○	○	○	○
照査管理	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△*	○*	○*	×	×	○
	照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	○	△*	○*	○*	○	○	○
設計管理 <small>実施設計付き工事の 実施設計部</small>	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△*	○*	○*	×	×	○
	照査技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	○	△*	○*	○*	○	○	○
	担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○

○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる

△：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる

*：統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者の相互で兼任することはできない。

(例：専任技術者が、元方安全衛生管理者と元方安全衛生管理代理者の両方を兼任することはできない(専任技術者が、

元方安全衛生管理者もしくは元方安全衛生管理代理者のいずれかとの兼任は可))

×：兼任できない

(資料-2) 専任技術者を選定する必要がある工事(建築)

公共建築工事標準仕様書

工種	細目	専任技術者(施工管理技術者※)の資格等	共仕
地業工事	場所打ちコンクリート杭地業	(a) 杭の施工には、工事内容及び工法に相応した施工の指導を行う施工管理技術者を置く。 (b) 施工管理技術者は、場所打ち杭の施工等に関わる指導及び品質管理を行う能力のある者とする。	4. 5. 2
コンクリート工事	レディーミクストコンクリートの発注、製造及び運搬	(1) レディーミクストコンクリートの工場は、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者が置かれ、良好な品質管理が行われていること。 (2) 施工管理技術者は、コンクリート製造、施工、試験等に関わる指導及び品質管理を行う能力のある者とすること。	6. 4. 1
鉄骨工事	一般事項	(a) 鉄骨製作工場の加工能力等及び施工管理技術者の適用は、特記による。 (c) 施工管理技術者を適用する場合は、鉄骨製作の指導を行う施工管理技術者が常駐する鉄骨製作工場を選定する。	7. 1. 3
		(a) 施工管理技術者は、鉄骨造建築物の設計、施工等に関わる指導及び品質管理を行う能力のある者とする。 (b) 施工管理技術者は、当該工事の鉄骨製作に携わるとともに、品質の向上に努めるものとする。	7. 1. 4
	溶接接合	(a) 溶接作業の施工管理技術者として、溶接管理技術者をおく。ただし、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 (b) 溶接管理技術者は、JIS Z 3410(溶接管理－任務及び責任)による溶接管理を行う能力のある者とする。	7. 6. 2

※施工管理技術者(標仕1.3.2 改修標仕1.3.2)

- (a) 施工管理技術者は、設計図書に定められた者又はこれらと同等以上の能力のある者とする。
- (b) 施工管理技術者は、資格又は能力を証明する資料を、監督職員に提出する。

(c) 施工管理技術者は、当該工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う。

資格：当該工事に關し、建築士法第二条に定める建築士、建設業法第二七条の技術検定に合格し、称号を受けた技士及びその他関係法令で定める技術者資格

公共建築改修工事標準仕様書

工種	細目	専任技術者(施工管理技術者※)の資格等	共仕
耐震補強工事	一般事項	(a) 鉄骨製作工場の加工能力等及び施工管理技術者の適用は、特記による。 (c) 施工管理技術者を適用する場合は、鉄骨製作の指導を行う施工管理技術者が常駐する鉄骨製作工場を選定する。	8. 1. 5
		(a) 施工管理技術者は、鉄骨造建築物の設計、施工等に関わる指導及び品質管理を行う能力のある者とする。 (b) 施工管理技術者は、当該工事の鉄骨製作に携わるとともに、品質の向上に努めるものとする。	8. 1. 6
レディーミクストコンクリートの発注、製造及び運搬		(1) レディーミクストコンクリート工場は、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者が置かれ、良好な品質管理が行われていること。 (2) 施工管理技術者は、コンクリート製造、施工、試験等に関わる指導及び品質管理を行う能力のある者とすること。	8. 5. 1
あと施工アンカー工事		(b) 施工管理技術者 (1) あと施工アンカーの施工には、工事内容に相応した施工の指導を行う施工管理技術者を置く。 (2) 施工管理技術者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な知識と経験を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。	8. 12. 1
溶接接合		(a) 溶接作業の施工管理技術者として、溶接管理技術者おく。ただし、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 (b) 溶接管理技術者は、JIS Z 3410（溶接管理—任務及び責任）による溶接管理を行う能力のある者とする。	8. 15. 2
免震改修工事		(a) 免震改修工事の施工には、工事の内容及び工法に相応した施工の指導を行う施工管理技術者を置く。 (b) 施工管理技術者は、免震工事の施工等に関わる指導及び品質管理を行う能力のある者とする。	8. 26. 3

※施工管理技術者(標仕1.3.2 改修標仕1.3.2)

(a) 施工管理技術者は、設計図書に定められた者又はこれらと同等以上の能力のある者とする。

(b) 施工管理技術者は、資格又は能力を証明する資料を、監督職員に提出する。

(c) 施工管理技術者は、当該工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う。

資格：当該工事に関し、建築士法第二条に定める建築士、建設業法第二七条の技術検定に合格し、称号を受けた技士及びその他関係法令で定める技術者資格

第2編 電気設備管理業務共通仕様書

第2編 電気設備管理業務共通仕様書

第 1 章 総 則	
第1節 一般事項	84
第2節 照査	93
第3節 施工管理	93
第4節 安全衛生管理	95
第5節 電気主任技術者の役割	96
第 2 章 総括管理業務	
第1節 一般事項	98
第2節 総括管理業務詳細	98
第3節 提出書類	99
第 3 章 運転監視業務及び維持管理業務	
第1節 一般事項	100
第2節 運転監視業務及び維持管理業務詳細	101
第3節 提出書類	101
第 4 章 受変電設備	
第1節 運転監視業務	102
第2節 維持管理業務	103
第3節 緊急連絡業務	103
第 5 章 交通管制設備	
第1節 運転監視業務	104
第2節 維持管理業務	104
第3節 緊急連絡業務	105
第 6 章 通信設備	
第1節 運転監視業務	106
第2節 維持管理業務	106
第3節 緊急連絡業務	106

第 7 章 維持管理業務	
第1節 運転監視業務	107
第2節 維持管理業務	107
第3節 緊急連絡業務	107
第 8 章 ETC 設備	
第1節 運転監視業務	109
第2節 維持管理業務	109
第3節 緊急連絡業務	109

第2編 電気設備管理業務共通仕様書

第1章 総 則

第1節 一般事項

1.1.1 適 用

電気設備管理業務共通仕様書（以下「管理業務共通仕様書」という。）は、首都高速道路株式会社（以下「当社」という。）が発注する電気設備管理業務（以下「管理業務」という。）に係る契約書（以下「契約書」という。及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためにものである。

1.1.2 用語の定義

1 契約図書

契約書及び設計図書をいう。

2 設計図書

仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書をいう。

3 仕様書

管理業務ごとに規定される特記仕様書と共に通する管理業務共通仕様書を総称してい。

4 特記仕様書

管理業務共通仕様書を補足し、管理業務の遂行に関する明細又は管理業務に固有の技術的
要求を定める書類をいう。

5 管理業務共通仕様書

各電気設備管理業務の遂行方法等、管理業務を遂行する上で必要な技術的要求、管理業務
内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した書類をいう。

6 現場説明書

当社が管理業務の契約条件等を説明するための書類をいう。

7 現場説明に対する質問回答書

現場説明書及び現場説明に関する質問書に対して、当社が回答する書面をいう。

8 金額を記載しない設計書

設計書において、数量及び条件のみを明示した書類をいう。

9 発注者

首都高速道路株式会社をいう。

10 監督職員

契約書（監督職員等）第1項の規定に基づき、請負契約の履行を確保するための監督を行

う者で、次に定める「総括監督員」及び「現場監督員」を総称していう。

(1) 総括監督員

発注者が定め、受注者に通知した者で、1.1.13.1に規定する権限を有する者とする。

(2) 現場監督員

主任監督員及び担当監督員を総称していう。

(3) 主任監督員

発注者が定め、受注者に通知した者で、1.1.13.2に規定する権限を有する者とする。

(4) 担当監督員

発注者が定め、受注者に通知した者で、1.1.13.3に規定する権限を有する者とする。

11 検査責任者

検査責任者は、工事検査室の長をいう。検査員とは検査責任者が別に定める社員をいう。

12 指 示

契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、管理業務の遂行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

13 承 諾

契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者若しくは現場代理人が書面により同意することをいう。

14 協 議

書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

15 提 出

監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、管理業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

16 提 示

監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

17 報 告

受注者が監督職員に対し、管理業務の状況または結果について書面をもって知らせることをいう

18 通 知

発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、管理業務の遂行に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

19 連 絡

連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

20 納 品

納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

21 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

22 書 面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したもの有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

23 立 会

契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

24 確 認

契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

25 請 求

発注者又は受注者が、契約内容の履行又は変更に関して、相手方に書面をもって行為又は同意を求めるることをいう。

1.1.3 契約図書の解釈

- 1 契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。
- 2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、現場説明書、特記仕様書、管理業務共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。

1.1.4 計量単位

国際単位系（SI）を使用するものとする。なお、設計図書に非SI単位で表示されている場合は、SI単位に読み替えるものとする。

1.1.5 日数の解釈

契約図書において使用する工期及びその他の日数は、契約書（総則）第8項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間を含むものとする。

1.1.6 遵守すべき法令

- 1 受注者は、当該管理業務に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と

費用において行わなければならない。なお、主な法令は、施設維持補修工事共通仕様書第一篇に準拠するものとする。

- 2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- 3 受注者は、当該管理業務の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不適当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 4 設計図書に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の協議により決定しなければならない。

1.1.7 書類の提出

- 1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用ガイドライン」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
- 2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。ただし、電子データを電子データにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。
 - (1) 請負代金額に係る書類
 - (2) 請負代金代理受領承諾書
 - (3) 遅延利息請求書
 - (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類
 - (5) その他現場説明の際に指定した書類

1.1.8 受注者相互の協力

受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により管理業務を安全に完成しなければならない。

1.1.9 官公庁等への手続き等

- 1 受注者は、管理業務期間中、関係官公庁その他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受注者は、管理業務の遂行にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。
- 3 受注者は、諸手続きにおいて許可、**承諾**等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを**提出**しなければならない。
- 4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と**協議**しなければならない。

- 5 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 6 受注者は、地元関係者等から管理業務の遂行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
- 7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と管理業務の遂行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
- 8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を隨時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1.1.10 資料作成作業の協力

- 1 受注者は、監督職員の指示に従い、当社が行う官公署への協議に必要な資料の作成作業を行わなければならない。
- 2 受注者は、監督職員が、統計資料等の提出を求めた場合には、資料等を作成し、提出しなければならない。
- 3 受注者は、当社が自らまたは当社が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 4 受注者は、当社の実施する労務費調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 5 前1～4項に定める資料等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。

1.1.11 一括委任または一括下請負の禁止

契約書（禁止事項）に規定する「業務の全部または一部」については、設計図書に基づき発注者が判断するものとする。

1.1.12 管理業務の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

- (1) 受注者が、管理業務の遂行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請負した管理業務の遂行能力を有すること。

1.1.13 監督職員の権限及びその行使

- 1 総括監督員
 - (1) 総括監督員は、契約書（監督職員等）第1項に規定する権限を有する。
 - (2) 総括監督員は、決定、指示または協議において、当社の判断を行う者とする。
 - (3) 総括監督員は、契約書（監督職員等）第2項に基づき現場監督員を定め、その権限の

全部または一部を現場監督員に委任することができる。この場合において、受注者に職名及び氏名を通知する。現場監督員を変更したときも同様とする。

2 主任監督員

- (1) 総括監督員は、管理業務の遂行についての監督のため主任監督員を定め、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を委任することができる。
- (2) 主任監督員は、契約図書の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾または協議を行うことができる。
- (3) 主任監督員は、契約図書において現場監督員の立会の上遂行するものと指定された管理業務のほか、主任監督員が必要と認める業務についても隨時立会、または担当監督員に命じて立会わせることができる。

3 担当監督員

- (1) 総括監督員は、管理業務の遂行について監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員または主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。
- (2) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約図書に定める検査及び立会（確認を含む）を行うことができる。

1.1.14 現場代理人及び主任技術者等

- 1 受注者は、現場代理人及び、専任の電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を定め、契約締結後 14 日以内に、「現場代理人等選定通知書」に「経歴書」を添えて提出しなければならない。
- 2 契約書（現場代理人等）の規定に基づき設置する現場代理人及び、主任技術者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。
- 3 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更した場合は、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。
- 4 受注者は、第 1 項の現場代理人、主任技術者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。

(1) 現場代理人

建設業法第 19 条の 2 に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。

(2) 主任技術者

主任技術者について契約書（現場代理人、電気主任技術者等）に配置する旨の記載がある場合は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 45 条及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和 40 年通商産業省令第 52 号）第 6 条の規定による試験に合格し、電気主任技術者 2 種又は 1 種を有していること。又は同法電気主任技術者 3 種を

取得してから、10年以上実務経験を経た者であること。

1. 1. 15 総括管理員

受注者は、契約書（現場代理人、電気主任技術者等）第2項に基づき運転監視状況及び維持管理業務状況を常に把握し、各業務員に対して技術的指導及び助言等を行い、運転監視業務全体を取り纏める者。

1. 1. 16 運転監視員等

受注者は、契約書（運転監視員等の配置）に基づき管理業務を円滑に遂行するために必要な運転監視員等を配置しなければならない。

(1) 運転監視員

期間及び時間を定めて機器の運転状況の監視及び機器操作を行い、その結果を報告する者。

(2) 維持管理員

運転監視業務により発見された、電気通信施設の障害に対して、現地に出動し、原因調査及び出来る限りの復旧作業を行う者。

1. 1. 17 履行報告

受注者は、契約書（履行状況の確認）の規定に基づき契約の履行を監督職員に報告しなければならない。この場合、監督職員より特別の指示がない限り1.3.2～1.3.4をもって履行報告に代えることができるものとする。

1. 1. 18 管理業務の着工

- 1 受注者は、設計図書に定めのある場合を除き工期開始日から管理業務に着工しなければならない。
- 2 着工日とは、管理業務を遂行するための人員の教育が終了し、かつ管理業務が出来る体制が整った日をいう。

1. 1. 19 作業日及び時間帯

受注者は、契約書（総則）第2項に規定する工期内の作業日及び時間帯について設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。ただし、緊急を要する作業は、この限りでない。

1. 1. 20 不動産等の使用

- 1 受注者は、契約書（不動産等の使用）第1項に規定する不動産等（設計図書で定める庁舎を含む。）は設計図書に「貸与する」旨が記載されている場合は無償で使用することができる。ただし、使用途中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。

- 2 受注者は、前項の不動産等を専ら管理業務の遂行の目的として使用しなければならない。
- 3 受注者は、不動産等を使用するときは、補修基地にあっては、「基地使用許可申請書」を監督職員に、庁舎にあっては、庁舎等使用許可申請書を庁舎管理者に提出し、承諾を得なければならぬ。ただし、使用途中において、その使用方法の変更または一部返還を監督職員又は庁舎管理者が指示したときは、受注者は、これに従わなければならない。

1. 1. 21 受注者が確保すべき用地等

- 1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び管理業務の遂行上、受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、管理業務の遂行上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び専ら受注者が使用する用地等に伴う借地をいう。
- 2 受注者は、管理業務の遂行に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。
- 3 受注者は、管理業務の遂行上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

1. 1. 22 条件変更等の処理

受注者は、契約書（設計図書の変更）第1項に規定する事実を発見した場合は、監督職員の指示に従い、自らの費用により次に掲げる作業を行わなければならない。

- (1) 業務内容の変更又は設計図書の変更を行うために必要な資料作成及び整理
- (2) その他必要資料及び前号に準ずる資料の作成

1. 1. 23 受注者の異議申立書の提出

- 1 受注者または現場代理人は、発注者または監督職員からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者または監督職員に「異議申立書」を提出することができる。
- 2 前項の「異議申立書」の提出があったときは、発注者または監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者または現場代理人と協議しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の「異議申立書」を出したときであっても、1.1.24により総括監督員が管理業務の中止を通知したときを除き、管理業務の全部または一部を中止してはならない。
- 4 受注者または現場代理人が異議申立書を第1項に定める期間内に発注者または監督職員に提出しなかったときは、通知を承諾したものとみなす。

1. 1. 24 管理業務の終了

- 1 受注者は、毎月の管理業務を履行したときは、契約書（履行確認）の規定により、直ちに「業務終了通知書」を提出しなければならない。
- 2 每月の管理業務終了日とは、毎月末を言い、次に掲げる事項の終了をいう。

- イ 業務日誌
- ロ 障害報告書
- ハ 月報（年報）
- ニ 記録写真
- ホ 事故報告書等
- ヘ 打合せ簿
- ト その他監督職員が必要と認める図書

1.1.25 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡その他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を、契約締結後1か月以内に提出しなければならない。

1.1.26 業務内容等の公表

受注者は、管理業務に関する事項について公表しようとするときは、あらかじめ書面により、業務履行期間中においては総括監督員の、業務終了後においては当社が定める者の承諾を得なければならない。

1.1.27 管理業務関係者に対する措置請求

- 1 発注者は、現場代理人が管理対象物の品質・出来形の確保および契約期間の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者または監督職員は、主任技術者、総括管理者が管理対象物の品質・出来形の確保および契約期間の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1.1.28 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、管理対象物の品質・出来形の確保および契約期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置を

とることを請求することができる。

1. 1. 29 用紙の仕様

請負者は、仕様書に規定された提出書類について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」（以下「グリーン購入法」という。）第 6 条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された仕様の用紙を使用しなければならない。

第 2 節 照 査

1. 2. 1 設計図書等の照査

- 1 受注者は、監督職員が必要と認めた場合は、設計図書等の照査を行わなければならない。
- 2 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、電気設備保全業務共通仕様書その他各種要領等販売されているものについては、受注者が備えるものとする。

第 3 節 施工管理

1. 3. 1 一 般

受注者は、管理業務が契約図書に適合するよう管理業務を遂行するために、自らの責任により設備、組織等の管理業務管理体制を確立しなければならない。

1. 3. 2 業務計画書

1 受注者は、契約書（契約金額内訳書及び業務計画書）2 項により業務の実施に先立って、業務計画書を監督職員に提出し、業務計画書を遵守し管理業務の遂行にあたらなければならない。この場合、受注者は、業務計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 現場組織表（業務体系図含む。）
- (3) 緊急時の体制（連絡体制含む。）
- (4) 主要車両等一覧表
- (5) 業務実施計画（常駐の運転監視員等の勤務体制表含む。）
- (6) 業務内容（常駐員の業務内容を記載する。）
- (7) 報告書様式
- (8) その他必要と認められる事項(ETC 業務用カードの管理等)

2 受注者は、業務計画書の内容に変更が生じた場合には、当該業務に着手する前に変更業務計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について変更業務計画書の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。

3 受注者は、各業務毎の業務体制、細部計画等業務の進捗にあわせて業務計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、業務計画書または変更業務計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該業務の遂行に着手する前に提出しなければならない。

1.3.3 月間勤務予定表

- 1 受注者は、各月の月間勤務予定表を作成し、前月 25 日までに監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、毎月の業務終了後、当月の月間勤務予定表に実施状況を記載し、提出しなければならない。

1.3.4 業務日誌

受注者は、毎日の運転監視状況等を明記した業務日誌を翌日監督職員に提出しなければならない。

1.3.5 遂 行

- 1 受注者は、自らが提出した業務計画書に基づき適切な工程及び品質の管理を行い、管理業務を遂行しなければならない。
- 2 受注者は、管理業務の遂行部分が設計図書に不適合であることを発見した場合は、直ちに打合せ簿にその内容等を記載して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

1.3.6 ETC 業務用カードの貸与

- 1 受注者は、管理業務のため首都高速道路（営業路線）へ入る場合は、原則として ETC 業務用カードによらなければならない。
- 2 受注者は、首都高速道路（営業路線）へ入るために必要な ETC 業務用カードは、交付申請に基づき、必要枚数を請求することができる。
- 3 受注者は、ETC 車載器を自らの負担により設置しなければならない。
- 4 受注者は、貸付を受けた ETC 業務用カード 1 枚毎に、毎月末に「使用報告書」を作成し、提出しなければならない。なお、使用報告書の内容について、監督職員より確認を求める場合がある。
- 5 受注者は ETC 業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理办法について業務計画書に記載しなければならない。
- 6 受注者は受注者の責による ETC 業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。
- 7 受注者は、ETC 車載器の搭載が困難な場合（短期リース車両等）や特別な事情のある場合は、貸与した ETC 業務用カードを使って ICCR 方式により首都高速道路（営業路線）に入ること。

第4節 安全衛生管理

1.4.1 一般

- 1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）や騒音障害防止のためのガイドライン（労働省 平成4年10月）を遵守するとともに、当社制定の土木工事安全衛生管理指針（以下「土木工事安全衛生管理指針」という。）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日改正）を参考にして、常に管理業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該管理業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、管理業務の遂行中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの行為をしてはならない。
- 3 受注者は、管理業務現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

1.4.2 管理業務現場

受注者は、管理業務現場に管理業務関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかなければならぬ。

1.4.3 交通安全管理

- 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書（第三者に及ぼした損害）によって処置するものとする。
- 2 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る管理業務の遂行に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日總理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
- 3 第三者が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帶内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 4 監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

5 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックして、運転者の法令順守及び安全管理に努め、確認の記録を整備しなければならない。なお、監督職員から指示があった場合は、速やかに提示すること。

1.4.4 安全・訓練等の実施

- 1 受注者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について」（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）に基づき、管理業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該管理業務内容等の周知徹底
 - (3) 土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底
 - (4) 当該管理業務における現場組織図及び緊急時の体制の確認
 - (5) 当該管理業務における災害対策訓練
 - (6) 当該管理業務履行現場で予想される事故対策
 - (7) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 2 受注者は、当該管理業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「業務計画書」に記載しなければならない。
- 3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等または業務日誌に記録し、監督職員に報告しなければならない。

1.4.5 交通事故発生時等の協力業務

管理業務関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇または、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる通報
- (2) 発炎筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除

第5節 電気主任技術者の役割

1.5.1 一般

電気主任技術者は、常に経済産業省令で定める電気設備技術基準に適合するように自家用電気工作物を維持するために当社が別に定める者である。電気主任技術者は、事故の未然防止を図るため、電気工作物保安規程に定める基準により保安のための運転、巡視、点検及び測定（以下「点検等」という。）を受注者に行わせるものとする。

1.5.2 報告

受注者は、設計図書に基づき行った自家用電気工作物の点検等の結果を電気主任技術者又はその補助を行う保安担当主務者（以下「電気主任技術者等」という。）に報告し、確認を受けなければならない。

1.5.3 臨時の措置

電気主任技術者等は、電気工作物に事故発生のおそれがある場合、及び事故発生後においては、受注者に臨時の措置として、点検等を指示することができる。

このとき、受注者は、電気主任技術者等からの指示に従い、点検等を実施し、その結果を電気主任技術者等に報告しなければならない。

第2章 総括管理業務

第1節 一般事項

2.1.1 適用

受注者は、設計図書に指定された場所に、総括管理員を常駐させ、第2節に示す業務に従事させなければならない。

2.1.2 総括管理員の資格

総括管理員は、電気通信施設の点検及び運転監視業務に精通し、高度な専門的知識及び判断力並びに経験を有し、指導的役割をもって業務を実施できる者。

学歴	実務経験年数
大学卒業（関連学科）	8年以上
大学卒業（関連学科以外）	10年以上
短大、高専、専門学校（関連学科）	10年以上
短大、高専、専門学校（関連学科以外）	12年以上
工業高校卒業（関連学科）	12年以上
高校卒業（関連学科以外）	15年以上
上記以外の者	18年以上

注1) 実務経験の年数とは、電気通信施設の試験調整業務又は維持業務における点検若しくは運転監視に関する業務の実務又は監督業務に従事した年数をいう。

注2) 各種電気、通信、無線に関する公的資格を有する者に対しては、上記学歴に関係なく公的資格の種類及び実務経験により主任監督員が個別に認定できる。

2.1.3 総括管理業務の内容

- 1 運転監視業務員及び維持管理業務員への技術指導。
- 2 対象設備の故障履歴等の統計解析業務。
- 3 補改修工事業者に対する技術指導等当社補助業務。

第2節 総括管理業務詳細

2.2.1 技術指導

- 1 技術指導とは、運転監視業務員及び維持管理業務員の業務の質を向上させるため、対象設備の特性、システム構成、役割の重要性等を常日頃から教育を行うことをいう。
- 2 異常時の運転手法について常日頃から教育することをいう。

2.2.2 統計解析業務

- 1 統計解析業務とは、設備の運転監視状況、維持管理業務及び点検業務の結果等をとりまとめ、施設の改善に関する提案等を行うものである。

- (1) 毎月の運転監視、維持管理業務及び点検業務の結果をとりまとめた月報を作成する。
 - (2) 契約書記載の工期終了後、年間を通した運転監視、維持管理業務及び点検業務の結果をとりまとめた年報を作成する。
- 2 月報とは、当月の業務内容、故障及び処理状況を整理し、概要を記載するものである。また、当月に発生した故障等に対する考察、設備の運用実態の評価等を行い、設備の改善提案等を記載した書類である。
- 3 年報とは、年間を通した機器の運転状況、障害発生状況、処理状況、使用材料等を統計的に処理し、設備の運用実態の評価、設備の改善提案等の考察を記載したもの。
- 4 統計資料とは、過去3年間の主要な計測データを取りまとめたものであり、年報作成時に作成する。

2.2.3 当社補助業務

- 1 総括管理員は、他補改修工事受注者から提出される作業計画書等に対する審査、助言等当社の補助業務を行う。
- 2 他補改修工事にあたり、中央装置から可能な範囲での停電切替操作、設備保守登録等既設運用形態に支障が生じないように運用形態を整えなければならない。
- 3 故障発生時、対外機関（東京電力、NTT他）等との連絡調整を行い、監督職員への状況説明及び復旧に向けての連絡調整、技術指導等業務を行う。

第3節 提出書類

2.3.1 提出書類

- 1 総括管理員、運転監視員、維持管理員の氏名、経歴書及び勤務予定表
 - (1) 受注者は、上記常駐予定者の氏名、学歴、保有資格、職務経歴等を記載した履歴書を提出しなければならない。
 - (2) 受注者は、月単位の勤務予定表を前月の25日までに提出しなければならない。
- 2 業務日誌

業務日誌とは、毎日の施設の運転状況、操作記録、点検業務を記載した書面であり、毎日の業務終了後速やかに監督職員に提出しなければならない。
- 3 障害報告書

障害報告書とは、故障等障害発生時に業務日誌の詳細版として作成するものであり、障害発生日時、故障（障害）内容、影響範囲、原因調査結果、対応方針（案）等を記載した書面であり、故障（障害）発生後速やかに速報を、調査終了後速やかに提出しなければならない。
- 4 月報、年報及び統計資料

2.2.2に規定する各種報告書を提出しなければならない。

第3章 運転監視業務及び維持管理業務

第1節 一般事項

3.1.1 適用

- 1 受注者は、設計図書に指定された場所に運転監視員及び維持管理員を常駐させ、第2節に示す業務に従事させなければならない。
- 2 受注者は、労働基準法を遵守した人員を確保し、設計図書に合致した勤務体制を確立しなければならない。
- 3 運転監視員及び維持管理員は、相互に補完しあい、業務を実施するものとする。

3.1.2 運転監視員及び維持管理員の資格

- 1 技術者とは、電気通信施設の運転監視業務に精通し、高度な専門的知識及び判断力並びに経験を有し、指導的役割をもって業務を実施できる者をいう。
- 2 技術員とは、電気通信施設の運転監視業務に精通し、ある程度の専門的知識及び経験を有し、仕様書に定められた業務を実施できる者をいう。

学歴	実務経験年数	
	技術者	技術員
大学卒業（関連学科）	8年以上	1年以上
大学卒業（関連学科以外）	10年以上	3年以上
短大、高専、専門学校（関連学科）	10年以上	3年以上
短大、高専、専門学校（関連学科以外）	12年以上	5年以上
工業高校卒業（関連学科）	12年以上	5年以上
高校卒業（関連学科以外）	15年以上	7年以上
上記以外の者	18年以上	10年以上

注1) 実務経験の年数とは、電気通信施設の試験調整業務又は維持業務における点検若しくは運転監視に関する業務の実務又は監督業務に従事した年数をいう。

注2) 各種電気、通信、無線に関する公的資格を有する者に対しては、上記学歴に関係なく公的資格の種類及び実務経験により主任監督員が個別に認定できる。

3.1.3 運転監視業務及び維持管理業務の内容

- 1 常駐する監視盤室での各施設の運転状況の監視及び異常発生時の適切な操作。
- 2 中央処理装置、電源設備等の日常監視及び各種測定データの記録。
- 3 異常発生時の関係部署への連絡調整。
- 4 異常発生時の緊急出動による原因調査。

第2節 運転監視業務及び維持管理業務詳細

3.2.1 運転監視業務内容

- 1 常駐する監視盤室において、各施設の運転状況を常に把握していること。
- 2 故障（障害）の影響を最小限にするための各施設の操作、運転を行う。
- 3 電気通信施設の改修工事及び点検業務時における操作、運転支援を行う。

3.2.2 日常監視業務内容

- 1 常駐場所における電算機室、電源装置の巡回を行い、室温の測定及び機器の運転状況の確認を行う。
- 2 設計図書に基づく、受電所・換気所等の受変電設備、通信交通設備及びE T C設備の日常点検業務。
- 3 上記監視時において、用紙、トナー等消耗品チェックを行い補充する業務。

3.2.3 連絡調整業務

- 1 故障（障害）発生時において影響範囲の特定、故障状況の把握を行い、緊急連絡体制表に基づき関係部署との連絡調整を行う。
- 2 運転監視員は、故障（障害）の発生日時、具体的な事象、影響範囲、臨機にとった措置内容等について関連部署に要領よく確実に連絡しなければならない。

3.2.4 原因調査業務

- 1 発生した故障（障害）に対しての原因を調査するため、緊急出動を行う。
- 2 出動場所は、保安規制を行わないで調査できる場所に限るものとする。但し、大規模災害時等当社が指示したときは、この限りでない。
- 3 緊急出動にあたっては、原則2人以上で出動し、仮復旧等が可能なように想定される交換部品、測定器具等を準備して出動すること。

第3節 提出書類

3.3.1 提出書類

2.3.1に規定する書類に準拠する。

第4章 受変電設備

第1節 運転監視業務

4.1.1 運転監視業務等に従事する者の心得

運転監視業務及び維持管理業務に従事する者は、下記事項を十分に把握しておかなければならない。

- 1 受電所毎の受電方法、契約種別及び契約電力並びに東京電力の担当営業所。
- 2 全体設備の設置位置。
- 3 配電系統、配線方法及び負荷状況。
- 4 各機器の操作方法、手順。
- 5 停電、故障発生時の処理手順。
- 6 設備固有の運転音、振動、温度等。
- 7 各電源設備の故障等発生時の負荷影響範囲及び負荷毎の重要性。
- 8 インターロックの内容の把握及びその解除方法並びに解除することによる留意点。

4.1.2 運転監視業務

運転監視の目的、順序、方法及び結果を十分理解し、機器操作に当っては、復唱して確認したうえで行うものとし、下記設備の常時、非常時の監視運転を行う。

1 受変電設備

停電、配電系の事故、遮断器及び保護継電器の動作等の状態変化に注意し、適切な操作を行う。

2 トンネル換気設備

トンネル内の交通状況及び環境状況をCCTV、車両感知器、CO計、VI計等の監視装置で常に把握し、正常な運転が行われるように努める他、自動運転装置の異常時又は当社の要請等により手動運転を行う。

3 路面排水ポンプ設備

運転状況に注意し、正常な自動運転が行われているか監視する。特に降雨時又は停電時には、水位の状況を常に監視するものとする。

4 トンネル防災設備

トンネル内において火災が発生したときは、監督職員及び交通司令台との連絡を密にするとともに、諸官庁（消防、警察）の指示に従い適切な操作を行う。

5 トンネル照明設備

照明設備の点灯状況をCCTV、その他の監視装置で常に監視するとともに天候状態に応じて適切な入口照明を確保するように運転しなければならない。

6 道路照明設備

点灯、消灯時間の把握及び天候状態に応じて適切な道路照明を確保するように運転しなければならない。

第2節 維持管理業務

4.2.1 維持管理業務

1 維持管理業務は、故障（障害）発生時に、原則2人で緊急出動を行い、故障原因の追究を行い、可能な限り復旧操作を行なうものである。

- (1) 配電盤内の保護継電器、ブレーカー、マグネットスイッチ、ヒューズ等の取替え。
- (2) 盤内配線の取替え。
- (3) 建物内照明設備等の管球、安定器等の取替え。

2 監督職員の指示する業務を行う。

- (1) 他補改修工事で、既設設備に重大な影響が想定される工事の立会い。
- (2) 非常事態（トンネル火災時等）の場合の現地への緊急出動。
- (3) 電気設備に関する重大事故発生時に現地に緊急出動し、出来る範囲での仮復旧を行う。

第3節 緊急連絡業務

4.3.1 緊急連絡調整

1 故障発生時において、緊急連絡体制表に基づき速やかに下記内容を整理して確実な連絡を監督職員他関係各所に対して行なうものとする。

- (1) 故障発生日時
- (2) 具体な発生事象
- (3) 影響範囲
- (4) 受注者が行なった臨機の措置
- (5) 故障原因（判明した場合）

2 受電所の停電の場合は、供給側への影響を考慮して、東京電力（株）との連絡を密に行なうこと。

第5章 交通管制設備

第1節 運転監視業務

5.1.1 運転監視業務等に従事する者の心得

運転監視業務及び維持管理業務に従事する者は、下記事項を十分に把握しておかなければならない。

- 1 交通管制システム、各種通信機器についてその機能、役割。
- 2 全体設備の設置位置。
- 3 各設備の配電系統及び通信系等（多重系）。
- 4 各機器の操作方法。
- 5 停電、故障発生時の処理手順。
- 6 設備固有の運転音、振動、温度等。
- 7 各電源設備の故障等発生時の負荷影響範囲及び負荷毎の重要性。

5.1.2 運転監視業務

運転監視の目的、順序、方法及び結果を十分理解し、機器操作に当っては、復唱して確認したうえで行うものとし、下記設備の常時、非常時の監視運転を行う。

- 1 交通管制中央装置（交通管制サブシステム含む）
サブシステムを含めて2重系の運転状態の変化に注意し、適切な切替操作を行う。
- 2 多重通信設備
端末LAN設備等の動作状況を常に把握し、2重系の運転状態の変化に注意し、適切な切替操作を行う。
- 3 料金所データ中央装置
運転状況に注意し、正常な自動運転が行われているか監視する。特に徴収員の大交代時のデータ打ち出し時は、注意すること。

第2節 維持管理業務

5.2.1 維持管理業務

- 1 維持管理業務は、故障（障害）発生時に、原則2人で緊急出動を行い、故障原因の追究を行い、可能な限りの調整、部品交換を行なうものである。
 - (1) 車両感知器の台数計測不良に伴う感知ユニットの調整。
 - (2) 可変情報板等の故障原因の追究及び仮復旧作業。
 - (3) CCTVにおける画角調整及び映像出力調整等作業。
 - (4) 各種中央装置故障時の応急対策。
- 2 監督職員の指示する業務を行う。
 - (1) 他補改修工事で、既設設備に重大な影響が想定される工事の立会い。
 - (2) 非常事態（トネル火災時等）の場合の現地への緊急出動。

(3) 電気設備に関する重大事故発生時に現地に緊急出動し、出来る範囲での仮復旧を行う。

第3節 緊急連絡業務

5.3.1 緊急連絡調整

1 故障発生時において、緊急連絡体制表に基づき速やかに下記内容を整理して確実な連絡を監督職員他関係各所に対して行なうものとする。

- (1) 故障発生日時
- (2) 具体な発生事象
- (3) 影響範囲
- (4) 受注者が行なった臨機の措置
- (5) 故障原因（判明した場合）

2 中央装置の故障時については、その影響範囲が大きいため、製造会社との連絡調整を行い、技術的な助言等を受けられるよう事前に連絡体制を確立しておくものとする。

第6章 通信設備

第1節 運転監視業務

6.1.1 運転監視業務等に従事する者の心得

維持管理業務に従事する者は、下記事項を十分に把握しておかなければならぬ。

- 1 各種通信機器についてその機能、役割。
- 2 全体設備の設置位置。
- 3 各設備の配電系統。及び通信系等（多重系）。
- 4 各機器の操作方法。
- 5 停電、故障発生時の処理手順。
- 6 設備固有の運転音、振動、温度等。
- 7 各電源設備の故障等発生時の負荷影響範囲及び負荷毎の重要性。

第2節 維持管理業務

6.2.1 維持管理業務

- 1 維持管理業務は、故障（障害）発生時に、原則2人で緊急出動を行い、故障原因の追究を行い、可能な限りの調整、部品交換を行なうものである。
 - (1) 電話交換機不良に関する調査及び仮復旧作業。
 - (2) 端末LAN設備の故障状況確認及び仮復旧作業。
 - (3) 非常電話不通に対する仮復旧作業。
 - (4) その他設計図書で指定する通信機器の仮復旧作業。
 - (5) 各種中央装置故障時の応急対策。
- 2 監督職員の指示する業務を行う。
 - (1) 他補改修工事で、既設設備に重大な影響が想定される工事の立会い。
 - (2) 通信線（メタル、光）における端子盤等の線番管理業務。

第3節 緊急連絡業務

6.3.1 緊急連絡調整

- 1 故障発生時において、緊急連絡体制表に基づき速やかに下記内容を整理して確実な連絡を監督職員他関係各所に対して行なうものとする。
 - (1) 故障発生日時
 - (2) 具体な発生事象
 - (3) 影響範囲
 - (4) 受注者が行なった臨機の措置
 - (5) 故障原因（判明した場合）
- 2 中央装置の故障時については、その影響範囲が大きいため、製造会社との連絡調整を行い、技術的な助言等を受けられるよう事前に連絡体制を確立しておくものとする。

第7章 料金収受設備

第1節 運転監視業務

7.1.1 運転監視業務等に従事する者の心得

運転監視業務及び維持管理業務に従事する者は、下記事項を十分に把握しておかなければならない。

- 1 営業管理システム、料金収受機についてその機能、役割。
- 2 全体設備の設置位置。
- 3 各設備の配電系統。及び通信系等（多重系）。
- 4 各機器の操作方法。
- 5 停電、故障発生時の処理手順。
- 6 設備固有の運転音、振動、温度等。

7.1.2 運転監視業務

運転監視にあたっては、その目的を十分理解し、下記設備の運転状態の監視を行う。

- 1 料金収受システム（2重系）の運転状態の変化に注意し、監視業務を行う。
- 2 料金収受機及びその付属機器類の動作状況の監視業務を行う。
- 3 料金計算所若しくは営業関係からの故障連絡を受理し、対処方法の助言等を行う。

第2節 維持管理業務

7.2.1 維持管理業務

- 1 維持管理業務は、故障（障害）発生時に、原則2人で緊急出動を行い、故障原因の追究を行い、可能な限りの調整、部品交換並びにユニット交換を行なうものである。
 - (1) 故障発生の連絡を受理後速やかに緊急出動し、復旧にあたること。
 - (2) 各種中央装置故障時の応急対策。
- 2 監督職員の指示する業務を行う。
 - (1) 他補改修工事で、既設設備に重大な影響が想定される工事の立会い。
 - (2) 電気設備に関する重大事故発生時に現地に緊急出動し、出来る範囲での仮復旧を行う。

第3節 緊急連絡業務

7.3.1 緊急連絡調整

- 1 故障発生時において、緊急連絡体制表に基づき速やかに下記内容を整理して確実な連絡を監督職員他関係各所に対して行なうものとする。
 - (1) 故障発生日時
 - (2) 具体な発生事象
 - (3) 影響範囲
 - (4) 受注者が行なった臨機の措置

(5) 故障原因（判明した場合）

2 中央装置の故障時については、その影響範囲が大きいため、製造会社との連絡調整を行い、技術的な助言等を受けられるよう事前に連絡体制を確立しておくものとする。

第8章 ETC設備

第1節 運転監視業務

8.1.1 運転監視業務等に従事する者の心得

運転監視業務及び維持管理業務に従事する者は、下記事項を十分に把握しておかなければならない。

- 1 ETCシステム、各ETC路側機器についてその機能、役割。
- 2 全体設備の設置位置。
- 3 各設備の配電系統の把握。及び通信系等（多重系）。
- 4 各機器の操作方法。
- 5 停電、故障発生時の処理手順。
- 6 設備固有の運転音、振動、温度等。
- 7 各電源設備の故障等発生時の負荷影響範囲及び負荷毎の重要性。

8.1.2 運転監視業務

運転監視にあたっては、その目的を十分理解し、下記設備の常時及び非常時の監視を行う。

- 1 ETC中央装置
2重系の運転状態の変化に注意し、適切な切替操作を行う。
- 2 ETC路側機器
各種ETC路側機器等の動作状況を常に把握する。

第2節 維持管理業務

8.2.1 維持管理業務

- 1 維持管理業務は、故障（障害）発生時に、原則2人で緊急出動を行い、故障原因の追究を行い、可能な限りの調整、部品交換並びにユニット交換を行なうものである。
 - (1) 故障発生の連絡を受理後速やかに緊急出動し、復旧にあたること。
 - (2) 各種中央装置故障時の応急対策。
- 2 監督職員の指示する業務を行う。
 - (1) 他補改修工事で、既設設備に重大な影響が想定される工事の立会い。
 - (2) 電気設備に関する重大事故発生時に現地に緊急出動し、出来る範囲での仮復旧を行う。

第3節 緊急連絡業務

8.3.1 緊急連絡調整

- 1 故障発生時において、緊急連絡体制表に基づき速やかに下記内容を整理して確実な連絡を監督職員他関係各所に対して行なうものとする。
 - (1) 故障発生日時
 - (2) 具体な発生事象

- (3) 影響範囲
- (4) 受注者が行なった臨機の措置
- (5) 故障原因（判明した場合）

2 中央装置の故障時については、その影響範囲が大きいため、製造会社との連絡調整を行い、技術的な助言等を受けられるよう事前に連絡体制を確立しておくものとする。